

平成 22 年 12 月 17 日 (金曜日)

(会議第 6 日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	欠 番	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	欠 番	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 英佐雄	17番	欠 番	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総務課長	松 田 博 和	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健康福祉課長	矢 野 健 康	税 务 課 長	米 津 芳 喜
農業振興課長	松 田 二	産業推進室長	森 下 昌 三
まちづくり課長	濱 田 仁 司	地域住民課長	大 塚 一 福
建設課長	武 政 登	海洋森林課長	谷 口 明 男
会計管理者	野 並 純	教育委員長	生 駒 進
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	金 子 富 太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議事日程第6号

平成22年12月17日 9時00分 開議

日程第1 議案第63号

(意見陳述・討論・採決)

日程第2 議案第55号から議案第62号

(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第64号、議案第65号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第65号、議員提出議案第66号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 64 号 黒潮町情報通信基盤整備事業 平成 22 年度伝送路整備工事の請負契約の締結について

議案第 65 号 黒潮町情報通信基盤整備事業 平成 22 年度センター施設整備工事の請負契約の締結について

●議員から提出された議案

議員提出議案第 65 号 保育制度改革に関する意見書の提出について

議員提出議案第 66 号 米価大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出について

## 議事の経過

平成 22 年 12 月 17 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

これから、日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願ひ致します。

日程第 1、議案第 63 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

初めに、本案の直接請求代表者、宮地優典（みやじまさふみ）さんに、地方自治法第 74 条第 4 項の規定によって、意見を述べる機会を与えます。

宮地優典君。

傍聴席は静かにお願いします。

直接請求代表者（宮地優典さん）

皆さん、おはようございます。

私は黒潮町の有井川に在住しています、宮地優典と申します。よろしくお願ひします。

まずは、このような機会をいただきましたことに感謝します。で、このような機会を、厳選な審査を終え与えてくださった選挙管理委員会、町長、議会に対して感謝の意を表します。そして何よりも、4 千有余の署名をいただきました黒潮町在住の有権者の皆さんに、万感を込めまして謝意を表したいと思います。

前置きはこれぐらいにしまして、次に本題に移らさせていただきます。

まず、私たちがなぜこのような直接請求を求めるように至ったのか、その要旨を述べさせていただきます。

平成 21 年度 6 月黒潮町定例議会において、定数条例を 20 人から 18 人に改正されました。この改正につきましては、議会運営等を考慮し、審議された結果と考えます。しかしながら、議会の役割、議会の運営、議員としての職責を考えた折、議員定数にかんしては議会と町民の考えに大きな隔たりがあり、議会が議決した定数についてはあまりにも多過ぎるものと考えます。

定数につきましては、単純に少ないとかいう問題ではなく、黒潮町の規模、財政状況、近隣の市町村の議員定数などを参考にしなければなりません。また、4,362 名の署名数が最新の民意であるということと、専門性を生かし、民意が反映されるだけの議員活動がなされているか、ということも考慮しなければなりません。

これらのことを考え合わせて、付託する側の多くの町民は、現行の 18 人は 14 人にもして議会運営は可能であり、議会の役割についても、議員がその職責を自覚し議員活動をすれば目的を十分果たすことができるものと考え、黒潮町の議員定数の改正請求をするものです。

以上は地方自治法第 74 条第 1 項の規定により、改正条例案を添え、条例の改正を請求するものです。

続きまして、私たちが今回の署名活動を実際行うに当たって、町民の皆さんから直接お聞きした声、これこそ民意だと思いますが、そのことについて具体的に述べさせていただきたいと思います。

議員定数については町民の関心が非常に高く、その署名活動中、私たちは多くの町民から、頑張ってください、頑張ってください、などの励ましの言葉をいただき、また、なぜもっと早く署名活動を始めなかつたのか、という叱責（しっせき）もいただきました。それと同時に、私たちは恐縮と責任の重さを痛感しました。

その町民の声をもっと具体的に列挙しますと、議員定数削減の取り組みが遅い、人口と行政区域の状況からするとあまりにも 18 人では多過ぎる、条例改正 14 人についても行財政改革に逆行する、などの厳しいものもありました。さらに、議会には政策論争により健全な財政運営を維持し、後世に負担を掛けないために行政と

議会が一体となり、活力のある町を構築しなければならない使命がある。部落自治活動の要望等については区長に任せ、議会に課せられた任務は何か今一度考えるべき、高度な次元で政策論争を期待する、という声もありました。

続きまして、議案審議。これから議案審議が行われますけれど、議案審議と議案表決についての要望をさせていただきます。

議会に対して、大変厳しい意見を率直に情報伝達の視点から述べさせていただきましたが、すべての町民の声を謙虚に受け止め、そして審議をされて、町民が納得される結果を出されることを期待しています。また、議案の審議に当たっては真摯（しんし）に、真剣に臨むのは当然でありますが、議案表決に当たっては、黒潮町議会が開かれた議会を推奨する観点から、公平で透明性のある評決を傍聴者の皆さんに分かりやすくするために、黒潮町議会会議規則第80条第1項の規定により、問題を可とするものを起立させ、可否の結果を明らかにされるよう要望します。

続きまして、最後になりますけれど、署名活動を終えまして、町民としての私たちの感想を、要望を含めまして率直に述べさせていただきます。前言と重複することがありますけれど、ご容赦ください。

今回の件は、黒潮町にとりましては過去にわずかばかりの先例があるだけで、私たちにとっても初体験のことでありました。私たちにとっては、自分の住んでいる地域以外の住民の皆さんと直接お話をされて意見を聞かせていただき、貴重な機会がありました。年老いた方から思わぬ励ましの言葉をいただいたり、もっと早くこの署名活動を始めてほしかった、という要望をいただいたりしたこともあります。また町外の議員、黒潮町以外の他の市町村の議員、また、黒潮町以外の住民からの問い合わせや賛同の声もいただきました。このような町民の真摯（しんし）で前向きな声を考慮しますと、議員の皆さんはそれぞれ私たちの代表として自負されているかと思いますが、黒潮町の現在の、また将来の政策を大所高所に立たれて立案されることを切望します。もちろん、この議員定数減の件もその1つになろうかと思います。

最後になりますが、この署名は黒潮町議会の議員の定数減にかんする最新の住民の意向の反映だと考えています。私たちの町民の声を目にする形で生かすために、町民に理解できる審議をされて、納得のいく結論を導き出していただきたいと思います。

ほんとに最後になりますが、その署名活動の最中に、ある黒潮町議會議員の方から、このような署名をあなた方にさして申し訳ない、我々が考えなくてはならないのに余計なことをさせて申し訳ない、という趣旨の言葉をいただきました。大変印象深い言葉でしたので、最後に付け加えさせていただきます。

これで陳述を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで本案の直接請求代表者、宮地優典さんの意見陳述を終わります。

宮地さんは退席していただいて結構でございます。

これから討論を行います。

議案第63号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての反対討論はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

議案63号について、反対をする立場から討論を行います。

まず最初に、率直に申し上げておきますが、議会の運営は何人たりとも介入をすることができない。審査権についても、それから決議に対する意見、陳述、討論、これらに対しても何人たりとも、これに介入をするい

うことはできない。このことはまずご承知をしていただきたい。

まあ 14 議席にして、必ずこれで十分な運営ができるということはありますけれども、率直に言って今、14、12、16 といった、市の段階でそんな小さい数の議会が生まれております。しかし、ここで十分な審議ができるのかというと、これも恐らくまともな審査はできないだろう、というのが私の見解である。なぜなら、この直接請求の意見陳述の中でも言われましたけれども、議会の持つ機能というのは広く住民の声を聞いて、それを議会に反映させること。そして、広く住民のための行政施策を講じらすことが議会の務めであります。町民の代表として、選挙によって 4 年ごとに選ばれた議員の代表者がこの議席に集まって、そして、けんけんがくがくと審査をしながら、いわゆる執行部の提案されたものに対して是々非々の立場から、これに対する議決権をもつて執行を認めてきたわけです。そういう審査をしている議会に対して、議会では大抵、議長の発言を求められたときには、大概その発言はきちっと保証されるわけですから。そういった神聖な場で審査を続けてきたわけ。

今、あたかも議会を熟知しておるかのような提案理由の説明であったけれども、今、黒潮町の一般会計に占める予算が一体どの程度になっておるのか、これ皆さん、知っていますか。いわゆる財政シミュレーションでは 72 億から 75 億という黒潮町の財政規模であるのに対して、今、100 億を超える超大型の財源が組まれているわけ。この中で、いわゆるこの自主財源という、皆さんから集めた税金やいろんな収入でこれが賄われているわけですが、結局金が足りないですから、いわゆる特例債、あるいは過疎債といった、良質起債と俗に言われておりますが、たとえ良質起債でも、これ国へ借りたら返さないかん。この借入金がどんどん膨らんで、今年度の一般会計の中に占める割合は 23 億 9,000 万、約 24 億に近いものが借金として収入の中に見込まれ、その借金で事業を行っている。そういう内容を議会で審査をして、そして適正な財政運営、健全な財政運営ができようかということも、議会で十分議論をされているわけです。このことも認めないいうようなね、そういう介入の仕方なんです。

私はそういった、まあ皆さんがどこまで議会に対して了解をしておるのかどうか知りませんけれども、いろんな形の中でいろんな人々の、いわゆる協議会とか検討委員会とかそういうものにも出ました。しかし、やはり議会議員という立場でね、信念を持って町住民のためにものを考え、住民の立場からこれは是か否かという問題を常に考えながらやっておりますけれども、それほど討論会の中でもですね、検討委員会の中にもそれほどね優れた発言はされてない、はつきり言って。だから、そういう点も十分皆さんに周知されているのかどうか。

もう 1 つの問題は、山間へき地におる皆さん方の切り捨てにつながるわけです。つまり、定数削減はいわゆるこの平地の中央部に偏り、そこから出馬を決めて立候補した者はいろいろ当選する可能性がありますけれども、山間へき地を地盤とする方々にとっては、なかなかこの得票が足りないというような問題があつて出ることができない。かつて 22 の議席のときには、この山間地からも、有井川からも、浮津からも、あるいは大井川からも、馬荷からも、そういうほうほうの所から、この議員が出ております。しかし、これが 20 になり 18 になると、なかなかそういう所から出にくくなってくる。こういった問題もやっぱり、この中央部へこう固まったね内容で、結局、行政が偏った形になつてくるのも必然的だらうと思います。

私は住民の代表という立場で議会に、皆さんもそうだと思いますが、そういう形で真剣に議会の中で取り組んできました。だから今、より多くの町民の声を反映するためにも、ここで今現在の定数では 10 名の、旧大方町から出ております議員が 10 名。その 10 名のうち 1 人の議員の抱える住民の声というのは 1,000 人です。1,000 人の声を 1 人の人間に十分議会に反映をさすことができるかといったら、そんなことはできない。少なくとも 1 人より 2 人、2 人より 3 人ということが一番大切だと思います。だから議会の機能を弱め、チェック機能を弱めて、結局、執行部のワンマン町政や、あるいは財政の放漫な財政運営、そういうものにメスを入れていく、

批判し監督していく議会が、わずか14の議員の定数で十分審査ができるかというところは、全くそれは逆であります。だから、そのことをやっぱりはっきりしなきやならん。これをね、できるという声もありましたけれども、絶対これはできない。

(議場から「そんなことはない」との声あり)

やかましい。静かにせい。

(議長から「傍聴者は静かに、静粛にしてください」との発言あり)

おい議長議長、この後ろのね、やじは出でていって、出でもらうようにして。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 10時 38分

再開 10時 38分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

従ってですね、やっぱり議会の住民の代表の場というものはやっぱり守っていかなければならない。

もう1つは、今いる議員が次の世代の人に譲っていかなきやいかん。それがここへ集まっておられる方々のお孫さんとか、いろいろ息子さんとか、そういう方が出てこられるだろう。そういう方たちに譲り渡していく議会というのは、そういう点でもやっぱり充実した環境を常に維持しながら、次々と受け渡していくという、行政をつないでいくというね、そのことをやっぱし我々が今きちっとここで判断をしている。

こんな形の、いわゆる直接請求だからといって、これに賛同して、結局議会がやね、ああ、おららの言い方でどうでもなるがや、こんな軽々しい議会じゃあね、本当に住民の信頼は得られない。今、現在でも、まあ議会に対する不信感の中からこういった定数削減の問題が出されておるようすけれども、定数を削減すればますます信頼の度合いを失った議会になることも、これも必至だと私は考えておるんです。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありませんか。

山本久夫君。

19番（山本久夫君）

おはようございます。

この条例改正については、私は賛成でございます。

要は、この定数削減して14人で議会運営がまずできるかいう1点目の問題がありますが、これは、この黒潮町の議会は今4つの委員会で運営されています。4つです。それでその委員会は、平成19年度以前は法律がありまして、一議員は一委員会にしか属せないという決まりがあった。その法の改正があって、一議員が複数の委員会を兼務ができるように改正されて、だから14人だから4つに分けて、委員会の審議が滞ったり、十分な審議ができないというような理由にはまずならない。ただ、議員14人になっても、大事な議案については特別委員会も開ける。また、必要によっては連合審査会もできる。さまざまな議会運営を、そのときそのときにしつかりやれば運営はいくらでもできる。だから、定数の削減されたからといって議会運営ができないというのではなく、これは理由にはならん。

もう1点。議員を削減することによって町民にどんな不利益を与えるか。こうやって考えたとき、よく言わるのが町民の声が届かないとか、小さい所が捨てられるということをよく言われる。しかし、今現実に考えて、すべて町民の要求であったり、要望、意見が、町会議員を通していきゆうというもんではない。各地域では部落総会をやり、年度初めにはまとめて要望を挙げる。公共的団体もそうです。そして、それに付随する数々の団体は、すべてその都度その都度、必要に応じて町に対していろんな要望を挙げていって。町民もそれと一緒にです。

そうやって考えたときに、町会議員が減ったからといってね、町民の声が届かんというようなことは、確かにそのことは重要なことで、町会議員の大変な仕事の1つです。町民の声を反映し、町政に生かすということは大事な仕事ではあるけど、町会議員の仕事がそれがすべてではない。もっと大事なのは、町会議員に与えられた権限、そしてまた職責、その義務、それをきちんと果たすことや。その議員が集まって構成するこの議会がその議決を持ったら、今度は議会の権限になる。12項目ぐらい大きくありますけど、その権限を町民福祉に使う、これが一番大事な。そのことで、黒潮町の意思決定がなされていくという流れがあるんです、議会には。そうした理由。

ほかにも理由はいろいろあるにしても、大きく分けたらその議会運営ができないか、町民の声が届かんかいるのは全くね、この削減の反対する理由にはならん。

また今回ね、この直接請求を、皆さんよく考えてください。通常、議会の解散とか議員の解職請求いうのは住民投票で決まるんですよ。しかし、この条例改正については、住民ができるのは議会にその法的手続きを整えて、もう委ねるしかないんです。その委ねられた議員を構成する議員は誰が選んだ、町民が選んだです。署名活動をした人、署名をした人、そして、多くすべての黒潮町の町民に選ばれた議員なんで、その議員がこの議会を構成してるんです。通常の請求のとおり、解職請求とか解散請求のように、最後まで町民がやって住民投票ができたら、必ずこの条例は通る。しかし、悲しいことかこの請求だけは議員に委ねられるんですよ。やはり、そういう町民の声を聞くとか、我々は住民の代表やというんであれば、その意思を尊重して、この議案には賛成すればいい。私はそう思う。

付け加えて言うならば、議員は町民の代表。これは言うに及ばず。その代表者が、こういうのは政治的な判断が要るんです。自分を選んでくれた町民が4千以上の署名をもって、こうしてくださいということを自分たちが選んだ議員に頼んでるんですから、政治的な責任がある。だから、この裁決は賛否を明確にすること。それが、町会議員としてのひとつの責務でもあると私は考えます。必ずこの議案に対しては、本当に町民の声、議会を別に侮辱したものでもない。議員を別にどうのこうの、個人的な批判をしたわけでもない。黒潮町の議会は、付託した町民が黒潮町の議会は14人でやってくださいと言われているんですから、選ばれた方が多いか少ないかという議論をすることはない。素直に聞けばいいんです。そのことによって、議会は町民から信頼を得られる。議会が決めたことやからといって、信頼も置かれるんですよ。このことを否とすると、やっぱり常日ごろ町民の声と言ながら、町民の声を無視すること、そういうことにつながる。必ずそういう結果になるんですから、議員一人一人しっかり考えた判断をしなくてはならん。そして、町民から信頼が得る議会をつくらんといかん。

私はそういう、大きく言えば2点のことがあって、この議案には賛成致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

先ほど宮地さんの、町民の多くの皆さんのお貴重なお考えを聞かしていただいたことに、私はお礼を申し上げます。

私は、今回の議案につきましては反対でございます。

私、前回、この定数削減の協議会のとき、前下村町長さんのときですが、町長が町民の皆さんの方を向いた行政を執行するのであれば議会は要りません。が、残念なことには、そうでないから議会というもんの存在が必要であり、認められておるというように聞いてもうたことでした。

それで、その議員削減の根拠は何かと、何ぜよと。能力かよと、財政かよといふことも、そのときに言わしていただきました。

今回、住民の皆さん多数の賛同署名による議員削減案が町長より提案されました。多くの皆さんの意思は尊重されなければならないと思いますが、署名結果が高知新聞に掲載され、町長談話として14名の議員で町政は十分にやれ、問題がないと出でていたと思います。そうやおかと私思いました。

現在、大西町長が進めている情報基盤整備事業は、当初の設備資金の予算は約16億円でした。年間の管理費が7千、または8千万という話でございました。今議会に2件で、約2億円の補正予算。年間の管理費が3,000万増加して約1億という報告がありました。原因はともかく追加工事をするということは、割高になることは、これは業界の常識でございます。また、設備投資が大きくなれば管理費も高くなるのは当然であり、しかも、この事業は将来赤字が心配される事業であり、町民の皆さんにとっては出費負担増が予想される事業であります。しかも、この事業は問題として、町民の皆さんには約1億の増税というような形の負担が発生するわけですが、問題は、町民税の場合はこの町の中で生かせれます。しかし、この管理費の大半は、1億というお金の大半は、ほとんどが町外の大手の業者の懐に入るお金でございます。このような財政運営をする執行機関の町にとりましては、監視役ともいえる議員が少なくなるということは、14人で十分と言われるのは分かります。しかし、はい、そうですというわけにはいきません。

先ほど先輩議員、また山本議員から、賛成、反対それぞれのご意見がありました。お二人のご意見、私はね、それぞれもっともなことやと思うてはおります。ただ、繰り返しますが、私たちは町政に対して、町の執行部がやらんとすることに対してそれでええかよと、そうじやないがやないかよと、また、それはええねえという責任があります。

そういう中で、私は18人、14人、それぞれ考え方によりまして、18人やなければいかん、14人でもやれるお考えがあることは私自身も理解してはおりますが、残念なことに現状では、私は14人ではいかんと思っておりますから、反対でございます。

終わります。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

下村勝幸君。

15番（下村勝幸君）

賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

まずこの問題につきまして、先ほど山本議員も言われましたけど、その4千人をはるかに超える議員の賛成者の民意というものをどうとらえるかということが、まず第一前提にあろうかと思います。

私は今でも、黒潮町の現在の規模や、その主となる3つの委員会のこの運営体制を考えた場合、またそれを維持し、現在の体制をやっていこうとした場合、以前、私が何度か提案していますように、16人という議員定

数がこの町にとっては必要最低限であると、今でもそのように信じております。

しかし今回、この4千人という人数をはるかに超える多くの町民の皆さんから、14人にしてほしい、また、そうすべきだという提案をいただいたわけですので、我々議員と致しましては、その提案に沿った運営体制なり、議会運営というものを検討せねばならないと、そのように思っています。

もちろん、今のような3つの委員会組織での運営というものは難しくなるううと思います。先ほど山本議員から、いろいろな形での運営の方法の提案もいただきましたが、私が考えますに、以前、佐賀町議会で行われていたような本会議主義という体制を取るのか、また、委員会を2つという形にして運営体制を取っていくのか、そういうことが今後、我々議会議員として考えていく内容になるんじやないかと、そのように思っています。

ここで、私が一番大切なこと。それは、なぜこのような住民提案が議会に対して出されたのかということです。このことについて、すべての議員がもう一度冷静に、真剣に、考えてみる必要があるのではないかでしょうか。私たちは本当に何度か議員協議会も通じ、この議会の在り方について話し合いをしてきました。しかし残念なことに、そこの中での議会としての結論をまとめることには至っておりません。住民にとっても、議員が減っていくということは、本来であるならば歓迎されるべきことではないと思います。反対される議員さんも言われるように、自分たちの身近の議員さんが1人でも2人でも減っていけば、それだけやはり議会への声が遠くなっていくという現状もあるうかと思います。しかし、あえてそのリスクを犯してまでも議員定数を減らすべきであるという、この住民提案が、住民の方が多くいるということは、我々議会の存在意義にまでかかわる大変な問題であると私は思っています。

私は、今回のこの住民提案をきっかけにもう一度、先ほども申しましたけど議員全員が原点に立ち返り、この議会の在り方そのものについてもう一度考え、住民とどういうふうに議会というものはかかわるべきなのか、また、どういう形で我々は議会活動をすべきなのかということを精査しなければならないと思っています。そういう意味において、先ほども申しましたけど、14人というその議員定数は、住民にとっても、我々議会議員にとっても大変難しい課題であろうと思いますけど、それを克服しながら、もう一度住民から信頼を得れる議会をつくり直さねばならないと思います。

ですから、今回のこの住民提案を厳粛に受け止め、14人というこの議員定数で頑張るということで、皆さん、やっていこうではありませんか。

以上で終わります。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

宮地葉子さん。

3番（宮地葉子さん）

私はこの議案に対して反対の立場で、討論に参加したいと思います。

今回のこういう署名運動してくれたということは、私はほんとに良かったなと思っています。そして、ここで意見陳述をしてくださいました宮地さんにも感謝を致します。

どうしてその署名運動が良かったかなということは、やはり私たち議員もそうですし、住民もそうですけど、じゃあ議員ていうのはどういうものなのか、なぜ議会の定数を減らしたいのか、議会っていうのはどうあるべきかということを、住民の中に署名を集めた方がどんどん広めていってくれた。それは大事なことだと思います。また署名をする人は、どうして減らしたいのかなあ、何人が適切なのかなあ、議会って何をやってるんだろう、ということを考える機会を与えてくださったし、考えたと思うんです。それだけ議会というのは大事な機関です。

私も議員になってまだまだ浅いんですけど、議会について今勉強中ですけども、今この議会を大事にすることは、民主主義の問題です。議会制民主主義で大切な機関ですけど、これは二元代表制といいまして、まず町のトップ、私たちの 100 億に近い予算をですね町のトップが提案してきますけど、町長を住民で選挙で選びます。また、その執行機関に対しては多大な権力がありますので、それを住民がチェックしなくちゃいけない、監視しなくちゃいけないということで、また住民の代表として、議員も選挙で選びます。この二元代表制というのが大事な議会制民主主義だと、私は思います。

それは昔からあったかといったら、そうではありません。これは私たちの地道な運動、住民の地道な運動でつくり上げられてきたものです。遠い昔は、私たちの税金というのは、これは民主主義革命がヨーロッパで起きましたけども、住民の税金というのは1人と王と、それから一部の貴族で好き勝手に使うことができました。日本でいいましたら武士ですけどね。そういうことができてたんですけど、住民は、国民は、ほんとに重い重税で苦しい生活をしてきました。そういう中で、自分たちの働く税金、働いて納めた税金は自分たちの生活のために使いたい、人権も欲しいということで、ヨーロッパで民主主義革命が起こって議会というものがつくられてきました。日本では民主主義革命そのものは起こっておりませんけども、明治時代になって議会ができるあります。それでも一定の権限で、選挙については一定の制約があって、全住民の代表で有権者で選べるというのは、今の平和憲法になってからこの主権在民、町でいいましたら町民が主人公であると、そういう制度になりました。

この町民が主人公というのはどういうことかっていいましたら、やはりこういう大きな執行権、そこに対して十分に住民の声が反映されていく、それが保障されていく、そういうことだと私は思います。

執行部はほんとに大きな権限を持っていますけども、この議会そのものは執行権はないんですけど、議決権というものを持っています。ここで、議会で議決されない限り、予算の執行は一切できません。また、条例そのものも一切できません。その代わり決まってしまったら、それが住民にとってどんだけ不幸な、例えばどんなに不幸なことであっても始まります。進んでいきます。それは決められたことですから、条例で決まりますと進んでいきます。ですから、大きな権限を持つ執行部に対して、住民の意見として、これは住民にとっていいことなのか、またはマイナス面なのか、さまざまな角度から監視をする必要があるので、二元代表制の議員を選挙で選ぶことが決められてるわけです。

さまざま角度というのは、先ほど明神議員さんからケーブルテレビの話がありましたけども、ケーブルテレビにも、賛同者ももちろんおいでます。反対者もおいでます。いろんな住民には立場があります。住んでる場所、地域、いろいろ違います。年齢も違えば、家族構成も違う。一人暮らしのお年寄りもいれば、家族4、5人、5、6人で暮らしてるとある。それぞれの立場があれば要望もそれぞれ違いますし、町に対する考え方、または条例に対する、予算の使い方に対する考え方、さまざまです。それが当たり前だと思うんですね。そういうさまざまな声、それをできるだけ多く吸い上げていって、私たちの条例や予算の使い方に反映させていく。これが、民主主義の根本だと思います。その根本は、先ほども言いましたけども、上から作られたものではなくて、民衆がずっと歴史的に勝ち取ってきたものです。議会で決まりますと、戦前には戦争まで始まったわけです。議会が大政翼賛会で賛同しますと、町がやってること、トップがやってることにみんなが賛成すれば、全体で戦争に進んでいった、そういう苦い歴史を持っています。それで今の平和憲法で、住民というのは主人公であると。それが、主権在民というのを学校で習いましたけども、それが定められました。その大事な基本が二元代表制です。

そこで、私たちの意見を吸い上げていくためには、たくさんの意見があつていいし、それを吸い上げる機関、機会が必要です。特に、人数が少なくなってくると少数者の意見とか、それから弱者の意見がどうしても少な

ぐなります。ぐみ上げる機会が少なくなります。私はそういう弱者の意見、弱い人の立場の意見がなるべく反映、反映されるかどうかは結果ですけども、それらが反映される機会があるということが、民主主義として大事なことだと思います。

そういう意味では、議員の法定数というのは、上限、私たちの町では22名ですけども、それが合併のときに減ってきて、まあ今20人なってたのを18人に減らしました。それで今回また14人というのは、ほんとにそういう住民の大切な意見がここに反映されにくくなります。

議員を減らすのは、今日の新聞にも載っておりますけど、議員の保身のためだというふうに思いがちです。一見見たら、そのように思えるかもしれません。でも、私は、もう一步深く突っ込んで考えていただきたい。私たち議員というのは住民の代表であって、その住民の声が届きにくくなる、住民の声を反映さす所が少なくなるというのは、最終的には住民にとってマイナスです。その深い意味を考えた場合、今回私はどうしてもこの定数を減らしていくということに、民主主義逆行するような考え方については反対をしていかなきゃいけないし、今後も反対をしていかなきゃならないと思います。

(傍聴者から何事か言う者あり)

(議長から「傍聴者は静肅にお願いします」との発言あり)

今のように傍聴者は、賛同の方は賛同の意見があります。でも反対の方は反対の意見があつて、さまざまな意見が尊重される、それが民主主義ですので。自分の意見ばっかりが通らなきゃならないというものでは決してありませんので。そういう意味では、多様な意見が必要です。

そこで、私はもう議員定数を減らすということにはほんとに危惧（きぐ）を感じますし、今回、議員のほんとに一生懸命になってこれに反対していかなきゃならないという気持ちで頑張っております。

私の意見を終わります。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

小松孝年君。

14番（小松孝年君）

賛成の立場で意見を述べます。今までの賛成討論の内容以外のこと話したいと思います。

今まで賛成討論はもうほんと、自分もそういうふうな考えであります。

それとですね、今の黒潮町となって合併してですね、この議員定数減らさないかんということになっておりますけれども、今からの黒潮町は土地も広くなつて、そうですね、議員の定数の問題だけではですね議員活動はできないと思います。ほんと、議員の数が多ければ多いほど、それは住民の声を広く聞けるという面ではいいかもせんけど、こういったものも時代の流れです。ほんとに全部の声を聞こうとすればですね、ほんと議員は60人ぐらいないと駄目だと、そういうことになってきます。

ほんで、今回の住民請求が起きたことはですね、ほんとただ数を減らしたらいいというわけではありませんが、ほんとこれは我々議員自体がですね、住民から不信を招かれたということもひとつの原因じゃないかと思います。それはですね、やっぱり議会の内容が分からぬといふのもひとつあると思いますけれども、その議会の内容が分からぬといふのもやっぱり議員活動の、我々の責任もひとつあるんじやないかと、そういうふうに思っております。

先ほどから、住民の声を反映させるという意見も出ております。反対の中にも、同じように出ております。こういった、今回ですねこういう住民請求、まあ4千何人かの署名が集まつておるわけですが、こういう思い切った署名を集めたことをですね無視するということは、やはりこれも住民の声を反映

させることができないということじゃないかと思っております。

これはですね、やっぱり、自分も議員になってまだ浅いわけですけれども、どこが悪いかということですね、なかなか議員の皆さんはずすね人の話を聞く耳持たないというか、割と自己主張が多い人が多いんじゃないかなというふうに自分は感じております。やはりですね、こういった住民からの意見が出たときには、しっかりとその内容を真摯（しんし）に受け止めることも、自分たち議員としては大事じゃないかと思っております。

ですので、今回ですね、議員定数を減らすことがいいか悪いかということは別としてですね、やはりこういった住民から請求が出た内容はですねしっかり受け止めて、やはり 14 という形でいくべきじゃないかと、私はそういうふうに考えを致しました。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

簡単にですね、反対討論を行います。

私はね、この 14 名にということで、町民のいわゆる 4,335 人ですか。この多数のね、住民の方が意思表明をされた。これがね、本当に尊重すべきやと思思います。

しかしながらね、大事なのは、私のいわゆる反対の根本的な理由はね、2 年早い。2 年目にはね、やはりね法定協で決めたように、いわゆる総務庁が決めた 7 年で新町へ移行しなさいよと。いや、ちょっと無理かえと。ほんなら、9 年以内に新町へ移行しなさいよと。すなわち素晴らしい、住民が喜ぶような、合併して良かったねと、そういう町に移行しなさいということで、恐らくね、9 年以内にはね 14 名が 12 名になるかな。いや、14 名が妥当やなあと、私は常にそういう考え方を持っておりました。

しかしながらね、法定協議会で決めた 58 項目、これをねいわゆる合併とともにね、住民に相談もなく、また議員にもね何のね話もなくね、拳ノ川の健康センターがなくなったり、またね、今年からね、いわゆる佐賀の税務課 1 人でしょう。難しい問題は本庁へ来ないかん。

また拳ノ川はね、おばちゃんの人にしかられた。あこの健康センターがないなったが、どうしたがぜよ。歩いて駅まで行って、汽車に乗って歩いていった。1 日かかった、戻るに。行たら、誰っちやおららった。私は税金を納めに行ってきたがや。それはすまんのう、わしは知ららった。どうしたことぜ。しかられて、私は聞きに行た。うん、あれはもう、とうにないぜよと。

法定協議会ではね、それぞれ両町の行われておりますこういう伝統の事業は守っていきましょうということですね、決めた。これは守らないかん。それが守られてない。

それとねもう 1 つはね、この新聞にね、いわゆる町民でもできるようなことを議員がやりようとかね、やりよらんとかね。町民もね議員もね、そんなにレベル変わらせん。変わらんと思いますよ。しかしながらね、議員がすることはチェック機能なんです、チェック機能。だから合併の前からね、合併の話が出たときから私は、当初の中村、西土佐、大方、佐賀の 4 市町村のいわゆる合併のときから財政を見らしてもううた、行って。ひどい、あまりにもひどい。西土佐村と佐賀はまあまあ似たもんじや。しかし、中村と大方はあまりにもひどい。これは困ったもん、ということで反対した。今度、大方という話が出てきた。さあどうじやろうと思うて見てもううた。またね、職場でお世話になっております大方から来ておりました議員さんにも聞いた。どういう業務報告、決算をしようか見らしとうせ。また、佐賀と全然違う。こらおまん、どうしたことぜ。いや、それ貸しあうせ。ところがね、専門家じゃありませんので、さまざま私の方の試算ではね、ぼろが出た。笑われた、佐賀の町長に。こんな粗いことでおまん、反対は言うべきやない。私は議会で、議長として反対しましたので。

それは取り下げないかんぜよ。取り下げましたよ。それ以後、変わっておりますか。変わってない。このね、議会がいわゆる機能を果たしてないということになればね、町民の方の中にはね非常にね優秀な方もおられますので、本来、町のいわゆる一般会計やね特別会計、または税収等々の問題についてね、不納欠損もどうしてもやまりませんが、発生しておりますが、そのことに直接請求が出ないかん。私は出る思うて楽しんじょう。出ない。

それとね、このいわゆる町民の方々の議員へのいわゆるこの批判やね、減せということはね、これは妥当性がある。去年の6月のね、18人にしたときからまた1年でねごろっと変わった。1年もせんに変わった。今までが急激に変わりゆう。そのことを考えたらね、次はこの期間に、半年の間にねこれほど民意が変わってくる、世間も変わりよう、すべて、国も変わっていきよう。こういうときにはね、やはりね議員としても変革の時代やきね変わらないかん。しかし、誰でもできる。できるがやったらなぜ、この町民請求が出んがです。そういうことがない。

それともう1つね、町長からのね提案の中でね、やっぱり人間性。これやっぱり尊重してね、住民のこの4,335人のねことを尊重してね、十分な審議をしてね、尊重しなさいやと、それなら分かる。ところがね、踏み込んで14名は妥当。私、心にあるが出すから、ああ、ええこと言いような思うたけんど、議会と執行部の二元制のね民主主義のこの、いわゆる地方自治法の自治のことにつかんして言うとね、ちょっと踏み込み過ぎたなあ。私はこの2日ばあの間うんと揺れてね、今も揺れよう。困る。町民皆に分かるように、また議会議員もね、喜んで住民のね声に応えるようなね、そういう声を出したい。ところがそうやない、状態が。だからね、賛成の人は立てってはつきりせよいうて言いようけんどね、こらあ表現の自由じや。議会が決めれる、そんなことは。分かつちようが、そんなことは。しかしねえ、そこまでね立ち入って言えるのかな。私はちょっと無理がある。

ぎくしゃくせんのようなやり方をね、やっぱりやるべきやと。そういうことを考えるとね、2年早い。そう思う。これはええことぜ。ええけんど、2年早い。それが残念なきね、どうしたちよう立てらんかも分からん。  
以上。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

賛成討論を行います。

適正な議員定数というのは、私は3つの考え方があると思うんですけども。

その1つ目が、人口比例の視点。それから2つ目に、この議会運営に支障を来さない、いわゆる議事機関として成立するに必要な定数。3つ目に、今の議員定数の中に、今おる我々当事者の、今いろいろなご意見出りますけれども、その感覚というものがあると思うんです。

その1つ目の人口比例の視点ですけれども、当然、住民の方々が近隣の市町村、それから類似団体、そういった市町村と定数を比較されるのは当然のことだろうと。宿毛市16名、清水市14名。まあ類似団体としてよく比較されるのが黒潮町とは佐川町ですけれども、そこが14名。こういったその人口比例の視点から、住民の方々が14名と定数を求めてきたことに、私は当然のことだと思っております。

それと2つ目ですけれども、この議事機関として成立するに必要な人数ということですけれども。これは14名の定数で議会運営が成り立つか成り立たないか。私は、いろいろな意見も含めてですけれども、議会の運営方法を工夫したり。例えば、昨日でしたか朝刊に出てましたけども、大豊町の議会が議会基本条例というものを作って、議員全員が各地域へ回っていく。そういった形で民意を反映したいと。そういうことの工夫をす

ることですね、今まで以上に議論が高まって、住民の意思を行政に反映することは十分可能だらうと、そう思っております。

それから3つ目の、我々、今ここにおられる議員、当事者の感覚というものではですね、まあそれぞれ各人がいろいろな意見を持ち合わせることは結構ですが、住民から信頼し得る、議員としての職責を全うできる資質を有しているか否か。こんなことが問われている、私は今日の、これ請願いいますかね、何いりますかね、陳述であったと、私は感じております。

そういう考え方の中での定数もあるでしょうし、まさに今回のように、我々が4,000人を超える住民の直接な署名が突き付けられたことの重みは、我々が昨年6月に議決した定数18人。これは、住民からの信頼を失っている証しだらうと思っております。それをそうとらえるべきだし、議会への不信には議会の信頼回復で応えるべきだと、そういうふうに思いが私にはあります。

ここで住民意思を否決するようなことがあれば、不信感をますます、この署名された4千数百人の方々の信頼を失うだらうし、その不信感を増幅さすだらうと。一体、我々この議員は誰の代表なのか。今まで我々すべての議員がこの議場で質問のとこに立った場合に、住民の代弁者だと二言目にはそう言って、執行部の聞いただしてきた質問事項は何であったか。そんな民主主義の根柢を失い、私にしたら訳の分からぬことになってしまふ、そんな思いがあります。

今の経済状況で、ほんとに黒潮町に限りませんけれども、生活に苦しんでおられる住民の方々の状況を思えば、4名の議員削減によって生まれる一般財源、約1年間で1,200万ぐらいになると思うんですけども、1期4年間で4,800万円を住民の税負担の軽減、それとか福祉など住民サービスのそういうものに歳出されることの方が、私は住民の利益につながると思っております。

私はこうした観点から、住民代表宮地さんの改正請求、議員削減案に賛成を致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

森治史君。

10番（森 治史君）

私は18人でも14人でも、これはそれぞれの考え方があらうと思います。議員も、また住民の方からは14名にすべきという意見が出ておりまます。

それで、大体これ私の個人的なことになりますが、4年前の区長会で私の方が先走った発言があり、それについては事務局長の方から、森君、これはあなたの意見だけですので取り消しを言いなさい、と言われて指摘されまして、自分も早まったことであったということで、区長会のその場で一応、人数の削減について私は4名減というような話をしたことについて、これはこんなことですので取り消しをお願いします、多少の削減はあり得るというふうに、事務局長の配慮でそういう訂正をさせてもらうた経過があります。

それで私、この住民活動によって、これは住民の人がやることですので、この行動については本当尊重しております。4,180名の方の意見も、これは大事なことだと思います。

今、私はこの削減について4,800万という、これは住民の方から言われたことですけど、4名減になつたら1,200万、森さん、予算が浮くでしょうと。このお金はすべて福祉に使うだけますよね、と。で、署名しましたという方が直接会ったんで、お話を聞いた後で、実はね、黒潮町は2割かしらん財源がありません。国から來るのが8割ですと。実質、1年間で240万は浮くと思いますよと。それで、それが必ずしも福祉に反映されるというような考え方では思わないでくださいね、というようにお話しした経過があります。その方は、ああ、そんなんやつたら署名はもうちょっと考えてやつたらよかつたな、というよりも、するがやなかつたい

うような意見でした。これは、それぞれの考え方あろうと思います。

一番の問題は、これも個人的になりますけど、このね 4,180 人の署名が、私ゆうべの電話のあれで、個人的でこれで言わせていただきます、もう。ある方からお話があって、63 議案の 63 号に賛同してくださいという。で、私が、これについては私なりの意見があつて、段階的に削除するというが自分の考えでしたので、それは今回は 18 でやらしていただきて、次回のときにまた定数の考え方をやりたいということを言ったときに、圧力と私は受け取ってますけど、区長会で出すぞと、反対したら。その電話のやりとりですので、言うた言わんの問題にならうかと思います。けど、言われた私は、一議員として自分の議員活動、その他の足かせです。それについてはこの 4,180 人、努力して取った署名が私にしてはものすごく軽く感じました。それはなぜかといいますと、そのように議員に電話をかけてきて、これに賛同しなければ、全然議会と関係ない場所でおまえのことを言うぞということは、圧力じゃないですか。それが圧力じゃないですか。うん。それは、個人的になるかもしれませんけど、一種の、こんだけの数があるがやけん、おまえ言うことを聞かざつたらええかよという、圧力ですこれは。

そのような形でやつたことと、私は自分として持つてるのは今回 18 で、次回にまたそれは議論して削減していく。確かに民意の方は、今のこの署名できますと一気に 4 人落とせということですけど、私は段階的な方を望みますし、そのように圧力的な行動があつたということで、今回のこの 4 人減にかんしては賛同致しません。反対です。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

門田仁和子さん。

11 番（門田仁和子さん）

私は、定数 4 減の 14 議席への定数削減案に賛成を致します。

まず、ほんとに私が驚きましたのは、地方自治法で直接請求に必要とされる有効な署名数 50 分の 1 で有効な数ですが、224 対してはるか有権者数の 3 分の 1 以上、4,180 名の署名が、町民の皆さんのはんとに強い意志だと驚きました。これは真摯（しんし）に受け止めていきたいと思います。

そしてもう 1 つは、近隣の土佐清水市では人口 1 万 6,515 人に対して議員が 14 名、議員一人当たりは人口は 1,180 人、四万十市では人口 3 万 6,380 人に対して議員が 22 名、議員一人当たりの人口は 1,654 人。黒潮町では、人口 1 万 3,154 人に対して議員が 14 名にしても、議員一人当たりが 940 人であります。

この 14 人で、先輩議員もおっしゃっておりましたが、議会運営は十分にできると、そのように言っておりましたし、私もその判断で、この民意も反映できると思います。

今回、この署名について強く私は感じたことは、住民の皆さんのが本当に議会に対して関心を持ち、また私自身も、議員として住民の皆さんのが手足となって働けなければいけない、そのように強く教えられてきたんですけども、今回この署名を通して、ほんとに議員の資質を問われてるんでは、これは個人的なことです。私のことだと思うんですが、資質を問われてきてるんだなあ、そのように強く感じまして、町民の皆さんと議員のまた信頼関係を強くしていく、そういうことを強く感じております、この定数減に賛成を致します。

議長（小永正裕君）

傍聴者の皆さんに申し上げます。

傍聴席からの拍手も傍聴規則で禁じられております。これを順守していただきたいと思います。

（宮地議員から「早く言わないかん」との発言あり）

よろしくお願ひします。

最初から言っているじゃないですか。

次に、反対討論はありませんか。

山下伊都子さん。

2番 (山下伊都子さん)

私は議案63号、議員定数削減に反対する立場で発言を致します。

黒潮町は合併をしてまだ日が浅くて、まだまだ黒潮町の広い地域を把握し切れていない。住民性も、佐賀と大方との違いは本当に大きくあります。先の選挙で20名から18名に削減しましたが、端々では切り捨てられるとの不安の声も聞こえております。

定数削減は無駄をなくすためという理由が付けられますが、議員定数削減によって議会の常任委員会の数が減らされたり、議会の審議がおざなりになる傾向も出ています。他の町村でも、委員会活動が十分できなくなつたという声も聞こえます。一部の議員の質の問題があるっていうふうにおっしゃっておりますが、私もそのことには本当に自分の問題として受け入れて、これからも議員の活動をしていかなくてはなりません。

しかし私たちの町では、合併をしてからは活発な論議がされてきています。本当に活性化をしてるんじゃないかなというふうに私も思っております。

一例を挙げてみると、今年の6月議会に国保税の値上げが出されました。委員会では、この不況の中で税金が払えなくって困っている家庭がたくさんある。国は、税を払えない人には資格証明書や短期証明書が出されているが、証明書があっても病院に行けば治療費を前払いして払わなくてはなりません。お金がないために病院に行けなくて病気を悪化させ、亡くなつた方があるという事例も報告されています。で、私たち委員会では修正案も出しまして、国の国庫の負担をもっと大きくしていくためにはこの税は反対をしていかなければならぬということで、修正案を出して可決したこともあります。そして、国にも国庫負担を増やしてもらいたいという請願も出したこともあります。

このように、議会は住民との要望を取り入れることと併せて、国の悪政にもしっかりと物の言える議会でなくてはならないし、その防波堤として果たしていく役割が私たち議員にはあるんじゃないかなと思っております。地方政治における民主主義の基本問題として、定数削減には私は反対を致します。

以上です。

議長 (小永正裕君)

賛成討論はありませんか。

坂本あやさん。

6番 (坂本あやさん)

賛成の立場から討論させていただきます。

私は、この議員の定数削減の議案については賛成でございます。なぜかと申しますと、今まで議会は再三、この定数の問題については考えてまいりました。ですから、今回初めてこの議案について考えるわけではございません。議会の中でも、前回、21年6月にはですね、18という議論と16という定数の議論がございました。そのとき、16というのは否決され、18という定数が可決されました。議員の中でも16に賛成した議員、反対した議員、さまざまな立場で議論がなされましたけれども、今回皆さまのこのご請求を受けて、私たちは早くこの定数を削減しておくべきであったというふうに思っています。ですから、皆さまからいただいたこの今のご意思というのは、議会に対するご批判であり、叱咤(しった)激励であると思っております。ですから、今回いただいたこの皆さまの思いをしっかりと受け止めて、我々はこれからの議会に対して新しい取り組みを始めいかなければならないというふうに考えます。

そして、どうしてこういう議案を皆さまの中から議会に挙げていただくようになったかと申しますと、やはり地域の皆さま、住民の皆さまが、議会の決議に対してご不満を持っていらっしゃるということだと思います。これは、真摯に私たちは受け止めなければならないと思います。

今までで、私も議員の数というのが決して少なければいいというふうには思っていません。議会の中で、多くのいろんな多方面の意見を戦わせながら、ほんとに住民の皆さまにとってどういう方向がいいのかということを考えるためにには、賛成の立場、反対の立場、それぞれの立場で意見を言い合うことは大事でございます。そしてその中で、推進していくだけでは見落としている部分、それを反対という立場の意見によってさらに深く突き詰めていくこともできます。その議会の立場を考えたときに、決して人数が少ないということが住民の皆さまの福祉に貢献できることではないというふうにも考えていました。ですが、現在の黒潮町のこの議会の運営に対して、皆さんから厳しいご批判をいただいている。このことを私は真摯（しんし）に受け止めるべきだと思っております。

今まで、黒潮町が合併致しましてさまざまな議論がなされました。そしてその中で、推進していかなければならぬ事業、待ったなしで進まなければいけない事業、たくさんございました。ですがやはり、その事業が進んでいない。そういうことに対する、住民の皆さんのご批判であると思っております。

それは真摯（しんし）に議会が受けべきものだと思っておりませんので、私は今回の住民の皆さんのご批判に対して真摯（しんし）にこの要望を受け、14名の定数を削減することに賛成致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

浜田純一君。

8番（浜田純一君）

反対の立場として意見を申し上げます。

昨年、6月議会におきましてですね、住民の声が多く届くことを目的としてですね、私は定数18名の方に賛同致しました。今でも、その思いはあります。

今回、定数を14とすることが、署名の人数が直接請求に必要なですね50分の1の224人を大幅に上回る、この4,180人ということが有効とされまして、大変重い数字であると私も考えております。

この議案がですね否決されれば、議会の解散の請求も出てくるという話も聞いております。住民の真意としてですね、私はその結果も見てみたいと思っておりますので、そういう意味合いも持ちまして、反対と致します。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

賛成の立場で討論を致しますが。

私は大概、この議会でお世話を始めたときの考え方としては、やはり定数削減すべきであろうというのが漠然とした考えでございましたが、そのうちにですね、合併協定の約束を平気で守らん町長、補助職員がおつて、それはおかしいやないかと。何のために合併協定まで作って、約束して合併さしたがかかると。釣った魚には餌要らん式やないかということで、この場で何回もやったんですよ。私は言った。

ただ、そういう過程の中でですね、いきなり減していくということは、こりやあ端々が持たんなどと。合併したがじやきいうて、せんがですよね。それは単なる合併するための道具にすぎなかつた、合併協定が。こん

なひどい話はないわけで。少なくとも私は合併に夢を懸けて、多くの方には年賀状で合併に懸ける夢を訴えてきた。新しい町で、ええ町をお互いにつくらないきませんね、頑張りましょうと。ところがどうですか、合併した途端に。合併協定守らんじやないかいうたち、それは合併したがじやきと、こう言うがですよ。ああ、時の町長、補助機関が。そりやおかしいやろうと。何のための合併協定であるか。合併するための、した後、それは守べき事項やないですかと、何にも優先すべきことやないですかと何回も訴え、取り上げてもらえれん。協定項目にある文書を見せてやっても全然受け付けない。また、それを応援してくれる議員も少なかつた。極めて少ない。いうことがあって、当初、急激な削減は反対ということでおったんですよ。

ただ今回、この4,180人、これ町長のこの意見書の中へ入っておるもんで、これはちょっと重たい話やなあと。というのは、私は19年の6月議会でもいきなり出てきたもんで、新米の議員がですね、なったばかりのもんが、鉄は熱いうちにたたけとか、そんなことを言うもんで、それはなんぼいうたちあんまりやないですかと。広く町民の声を聞いて、それから決めるべきやないですかというのが私の基本的な考え方であったわけです。従いまして、そのときも反対しました。

それというのもですね、そのころね、減しちよいて報酬を引き上げるという話もあったんですよ。で、それもいかんと。そういうことはいかん、反対じやと、わしは。ということで、次に来たときもそういう約束が守つてもらえれんので、私はいきなり減すことはいかんと。私が会った多くの方は、やはり困ると。いきなり約束を守つてもらえんようなことは困るという声がたくさんございまして、それで私はそういう声を背中に受けてですね、反対を強く訴えてきよったわけです。

まあ今回のことやけど。そもそもですね、平成16年12月議会ですよ、旧大方町も佐賀町もですね、合併協定を作るというときの町長提案はですね、合併が目的やないんだと。合併したらどうなるかという資料を作るために、その合併委員会をつくるんだということで、じゃあそれでいいですよいことで議会は認めた経過があるんですね。ところがどうですか、年が変わったとたんにですよ、議会にも諮らんとよね、合併へ目指してやるじやいうて。そりや新聞、あるいは機関誌で、ちゃんとそのことは載っちょりますき、まあ皆さん見てのとおりやと思いますよ。3月に合併決めてしもうた。あとは追い掛けですね約束ごと、合併ありきでやつてしまふた後からよね、いろんな協定作っていった。私たちは、それでも協定は守るべきものとして、これはなんぼかええ町にせないかんと、一緒に汗をかかないかんということでやっておったものが、どうですか。19年2月26日に、2月の26ですよ、前の町長に頼んだ、佐賀の北部の区長会が。健康対策課は拳ノ川のあこにあつたんですよ、健康管理センターに。課長がそこにいたんですよ。2月26日に頼んで、皆さんが白髪頭を下げてね、お願ひしますと。年がいてきて、佐賀まで車で行って税金を払うとか、何も役場へ行く用事は大変だから、それについて何とか改善してくださいと、せつかく合併したがじやき、ええ町にしてくださいと。そのときは何の返事もないですよ。明くる月になつたらですね、あれ8日ごろでしょう、議会へ招集掛けたがは。拳ノ川のね健康対策課はないなつちよつた。合併協定ではね、4年間組織は触らんという約束やつたがよ。それについてね、議員も誰っちや言わん。先ほど先輩議員が言うてくれましたけんどね、こっちはのどを枯らして言いゆう。合併したきいうて知らん顔じや、みんな。

それへ持ってきて、その年の春にはもう町長は、何とか検討委員会が、佐賀の役場の税、総務課、教育委員会、大方へ全部持つてこいと言う。そりや持つてこいいうたちおかしいやないかよと、4年間触らんという約束やつたろうと。何のことはない、町長は係長を集めてから、自分の部下を。それで、おまえらどう思うえいうていう文書を出した。それで、出てくる答えは分かったことよね、大方へ全部持つてこいにならあ。そんなことが平成19年かな20年かな、19年か、それが。それ、誰も何も言わんがですね。1人言いよつたかも分からん。（議場から何事か発言あり）だから、1人言つたかも分からん。

で、そういうことがね、反対する、減したくないという根底にはよね、合併したらどうでもなるというね、それが黙つちよつたら分からんけど、まともにやるわけよね、1年目から。だからね、私は教育長にまで言つたんですよ。こんなことをね、子どもに対してね教育ができますかと。一生懸命ね、大人はね子どもにああじやこうじや言いゆうけどね、町と町との約束をね果たさんようなね町で、教育長が一番困つちゅうと思いますよと、私言つたがぜ。それね、全然知らん顔、なんば言うても。

若山線というのはね、もうとっから済んじよかないかんが。まつとひどいぜ、成又線らあ。途中でやめてしもうた、やりよつたがを。やめてその金がね、よそへ使えるわけがないがやき。過疎債やに。特定のそこしか使えん予算ながや。それやめて知らん顔。ねえ。それ誰が、ほかの議員さんが言つてくれました。何人かは言つてくれたかも分からん。私の記憶にはない。そういうことがね、議会の中でこればあやられて、こりやたまたもんじやないわなあと。

市野々川の発電所の交付金なんかね、あれ、発電所の下流対策あつたんですよ。ところが、下流から上のとこへは何も、トンネルで随分隧道（ずいどう）で迷惑を被りゆう。何のメリットもない。戦時中はね、爆弾落とされたいう話も聞いちゅう。あろうことかね、町長、職員給料になつちよつたがぜ、それが。その周辺対策に使わんと。そういうことをね、わしはねやっぱりね広く届けていくためには一定の割合の数が要るなあと思うて、急激に減すことはだから反対で、18の方へ賛成しちよつたけど、言つように4,180人、これについては大変私は重いものと。私の今まで言つてきたこととよね、その見事答えを出されましたので。

従つてですね、私はこの4,180の皆さんに対してもですね、賛成していくという考えです。

しかしこの後、人を、議會議員を減しちょいて給料を上げるじやいうような話が、絶対反対しますよ。

以上です。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

気持ちはまあ分からんことじやないわけです。でもね、この定数減のね代表者ですか、非常にこの感情が混じつておる。本当の民意なのかと。素直に署名してくれた人の意見がね、素直に代表者が受け取つちようかといつたらね、この今朝の新聞から見つたらね、私、その素直さがないと思う。我々は子どもじやない。賛成したら、次の選挙には支持をね、します。子どもに言つて聞かす。僕らね、やっぱ議員として信念を持って議会活動しよう。信念を。だから合併協の折に、定数条例を双方とも議員に任すと言つて、分かれて協議しながら、佐賀は18名、給料は中を取つていこうということやつた、入野の、まあ大方町でけられて20と、大方町の給料は大方、佐賀は佐賀の給料で14万円なんばか。大方は19万。ね。それで1年間、我々は議会活動をしておる。

そういう中で今度、あの25人の議員の中でね、パーンいはあ16人の定数条例がね議員から提案された。何で、ほいたら最初、合併協に委ねられた折に真剣に議論してね、定数を提示しなかつたか。そういうことを考えた折に、この新聞を読み、町長選のしこり、こんなこと考えた折にね、我々は方向性が間違う。昨年の6月に20名から18名に修正して、18名通つたわけよ。ね。一番批判を食わないかん執行部が食わんと、何で我々が議員の代表として、町民の。合併してね、執行部が町民の合併したという意識を持たすためにもいつたらね、大きな花火を散らかせと。双方の住民が1カ所に寄つてやるような、大きなイベントをやれと言うてもやらない。ね。ひとつもいうたら町民向いて執行部が足を運ばない。昨日もちらりと言つたけれども、こういうものが出てきたがはね、我々議員だけの責任じやないんで。議員だけの責任じやない。4千なんばの署名がある

きいうて、それが絶対的正しいというもんじやない。いろいろ定数条例で、いうたらその宿毛じや清水じや、どこやろじや佐川じや言うてますけれども、これは合併してないとこの数やから。ね。

そういうことを考えた折に、本当の民意が執行部に浸透するためにはね、徐々に、急激に減すじやなくて徐々に減していく、本当に我々町民の代表として誇りを持てるような立候補者を選ぶ、そういう町民を育てていく我々も役割がある。そうでしょ。ほんで町長も、こういう条例の改正の署名もうた折には、提案するまでに何で我々議員と協議をして、ねえ、やってほしかったなあと、今までの経過もあるから。そういう思いが、本当にこの町民へ向いて気遣いをする町政でないであろうか、という思いが致します。

そして、本当にこの代表者である佐賀から出てきた代表者が、ね、情けない。(議場から何事か発言あり)何がわやにすなや。(議場から何事か発言あり)今度、こんな14人になって、いうたら佐賀から何人出でます、議員として。全部、次から次へ向いて、いうたら町民とやね議会のけんかになってくるぜ、これ。絶対けんかになってくる。

絶対、この今朝の新聞らあ見たらね、あまりにもいうたら議員をやね愚弄(ぐろう)しちゅう。ほんまに。我々議会としても昨年の6月に18人で決めたわけやから、やっぱそれはそれとして尊重すべきじやと。減したきにいうて、何ら町民にメリットあるわけじやない。ね。これは町長選以前から、今度こうなつたらこういう署名が回ってやるぞという話は全部私は聞いておるから。ね。本当にまじめに真剣に考えて、この合併した黒潮町を町民が心一つになって、またそれをまとめて、目配りしながら、気遣いしながら執行体制、予算を計上していき、それをいうたら早急に消化していく、ね。そういう体制をこれからやっていかないかんという折にね、その出鼻をくじくような定数条例が出てきたことについて非常に私は残念な。

これ合併せざつたらやね、馬鹿線にしたち、このバイパスの問題にしたち、あこまで浮上してこなかった。ほとんど佐賀の組らが、議会が、ああでないこうでもない言うてやね、執行部に足を運ばし、出してきたんや。これは事実じやないですか。町民もそれに対して何にも言わない。要求のないところには何も生まれてこない。

だから町民に要求をね、出さすような議会活動をしていかないかん、これから。ね。議員に対して町民がやね、ああじやこうじや、定数条例はどうなこた言いよったちね、何ら我々は執行権もないしやね、方向性が間違うちゅう、方向性が。

そういう意味で、まあくどいこと言うてもいきませんけれども、私は18人定数条例の議案で昨年6月にやつておりますので、この議案についてはいうたら反対の立場でおりますので、よろしく。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

(森議員から「いえ、討論やないけど、すいません議長」との発言あり)

暫時休憩します。

休憩 10時 38分

再開 10時 38分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
この採決は起立によって行います。  
ご異議ありませんか。  
竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ一応、起立て採決を要請を受けておるけれども、まあいわゆるその採決についてはやね、もう無記名投票で行うのが一番順当やと思います。

従って、無記名投票にするよう要請を致します。

（議場から何事か言う者あり）

議長（小永正裕君）

傍聴の皆さんに申し上げます。

静粛にお願いします。

再々の注意を行ってますので、指示に従わない方は退席していただくようになりますので、よろしくお願ひします。

ただ今、竹下君から無記名投票という採決方法にしてくれというふうな異議が出てまいりました。

ほかに異議はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

記名投票でやってください。

議長（小永正裕君）

ただ今、山本議員から記名投票にしてくださいというふうな異議が出てまいりました。

ただ今の、議長の。（議場から「議長、ちょっと議運を開いていただきたいんですが」との発言あり）  
このまま議事を続けたいと思いますが。

（異議なしの声あり）

よろしくお願ひします。

ただ今、議長の表決宣言に対して、竹下君から無記名投票での採決を求める異議がありました。ほかに、山本議員から記名投票の採決方法にしてくださいという異議が出てまいりました。

このお二方のご意見についてお諮りしたいと思います。

ただ今、無記名投票要求と記名投票の要求が同時にありました。

この要求は会議規則第81条第1項の規定により、2人以上の要求が必要であります。

従って、無記名投票の要求、または記名投票の要求に賛成の方の挙手を求めます。

無記名投票の要求に対して賛成者は2人、賛成者は挙手願います。無記名投票について賛成の方は挙手願います。

挙手2人以上です。

次に、記名投票の要求に対して賛成の方、挙手願います。

記名投票に賛成の方、2人以上です。

記名投票の要求、および無記名投票の要求、共に賛成者が2人以上であります。

よって、記名または無記名いずれの方法によるかを、会議規則第81条第2項の規定により、無記名投票をもって採決致します。

初めに、無記名投票にするか、しないかについての投票を行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は16人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番宮地葉子さん、5番西村将伸君を指名します。

投票用紙を配布します。

配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

宮地君、西村将伸君。

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。この投票は、無記名投票によることに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。投票用紙に賛否を表明しない投票、および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なすことになっていますので、ご了承願います。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮地葉子さん、西村将伸君、立会をお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数16票。

そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成7票、反対9票。

以上のとおり賛成少数です。

従って、議案第63号を無記名投票で決することについては否決されました。

次に、記名投票にするか、しないかについての投票を行います。

ただ今の出席議員は16人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番坂本あやさん、7番矢野昭三君を指名します。

投票用紙を配布します。

投票用紙の配布漏れありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

坂本君、矢野昭三君、確認してください。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、記名投票によることに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。もう一度確認します。この投票は、記名投票によることに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。投票用紙に賛否を表明しない投票、および賛否が明らかでない投票については会議規則第83条の規定により、否と見なすことになっておりますので、ご了承願います。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

坂本君、矢野昭三君、確認を、立会をお願いします。

開票を行います。

開票の結果を報告します。

投票総数16票。

そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成10票、反対6票。

以上のとおり賛成多数です。

従って、議案第63号を記名投票で決することについては可決されました。

ただ今の投票の結果、本案は記名投票をもって評決致します。

ただ今の出席議員は16名です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番浜田純一君、9番畦地一弘君を指名します。

投票用紙を配布します。

記名の仕方は後ほど説明いたします。

投票用紙の配布漏れありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

浜田君、畦地君。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、議案第63号に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入し、氏名欄に必ず自分の名前を記入してください。この投票は、議案第63号に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入し、氏名欄に必ず自分の名前を記入してください。自分の名前を記入していない投票は無効となります。また、自分の名前を記入していても、投票用紙に賛否を表明しない投票、および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なすことになっていますので、ご了承願います。

もう一度繰り返します。氏名欄には必ず自分の名前を記入してください。自分の名前を記入していない投票は無効となります。また、自分の名前を記入していても、投票用紙に賛否を表明しない投票、および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なすことになっておりますので、ご了承願います。

よろしいでしょうか。

1番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

これから開票を行います。

浜田君、畦地君、立会してください。

開票の結果を報告します。

投票総数 16 票。

そのうち有効投票 16 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 7 票、反対 9 票。

(記名投票により、その結果を会議録に下記のとおり記載する)

賛成者 7 人

5 番西村将伸(賛成)

6 番坂本あや(賛成)

7 番矢野昭三(賛成)

11 番門田仁和子(賛成)

14 番小松孝年(賛成)

15 番下村勝幸(賛成)

19 番山本久夫(賛成)

反対者 9 人

1 番村越比佐夫(反対)

2 番山下伊都子(反対)

3 番宮地葉子(反対)

8 番浜田純一(反対)

9 番畦地一弘(反対)

10 番森治史(反対)

12 番西村策雄 (白票)

16 番竹下英佐雄(反対)

18 番明神照男(反対)

以上のとおり賛成少数です。

従って、議案第 63 号は否決されました。

議場の出入り口を解きます。

(議場から何事か言う者あり)

13 時まで休憩致します。

休憩 11 時 07 分

再開 13 時 00 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定についてから、議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会に付託されました議案は、議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定について、議案第 56 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、議案第 57 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、議案第 58 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についての歳入全部と、2 款、9 款、地方債補正でございます。議案第 61 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての全 5 議案でした。

去る 12 月 9 日午前 9 時より 14 時まで、委員全員と、町長、副町長ならびに担当課長に同席を願い、慎重に審査を致しました。審査結果は、議案第 55 号、61 号は全会一致で可決。議案第 56 号、57 号、58 号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、審査内容についてご報告致します。

議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定についてです。これにつきましてはもう執行部の方からかなり説明がありましたので、内容についてはご承知のとおりでございます。

これについて執行部の方から縷々（るる）説明をいただきましたけれども、現在も警察が把握している指定暴力団の団員数は減少していないというご説明がありました。このことに対して委員からもですね、まあ暴力団員をつくらないためにも本条文の中にある、今後の若者への教育の必要性や、若者がそういう方向に走らないために、労働場所の確保をすることによって健全な若者を育てる手段を取るべきではないかというような意見をいただきました。

続きまして、議案第 56 号の黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてをご報告致します。

これには、現在進んでおります情報基盤整備事業に係る会計の設置ということでございました。現在は、この事業については公設公営で行うということですけれども、会計に使用料が発生するために、今後、複式簿記で処理するのか、単式簿記で処理していくのかについては、現在は検討中であるとのご報告でございました。

この事業を運営するに当たっても会計を管理する、または専門的な事業を推進する専門的な人員が必要であり、運営が決まる 23 年 4 月までには適正な配置が求められるので努力をしていくというご報告でした。

事業推進に当たってはですね、4 月からは全町での運営はなかなか少し難しいと。完全地上デジタル化のテレビすけれども、こちらの方は。それまでには何としても完了をさせたいという説明をいただきました。

続きまして、議案第 57 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてをご説明致します。

執行部の説明にありましたのは、これを進めていくに当たっては不公平感が出てくるということについてご説明がありました。それは質問のときにあったことでございますけれども、それについて委員の方からはですね、この法改正によって普通徴収ができなくなった方、会社から町県民税を天引きされた給料をもらう方とか、それから年金特別徴収になっている方などは前納したくてもできないということでしたが、それにやはり不公平感が納税者に起るのではないかということです。

また、自主納税意識の向上を図るという、この議案の目的はある程度達せられたということでしたので、そのことに対して委員からですね、奨励金の率というのはどのくらいになっているのかという質問が出ました。これに対しまして執行部の方からは、この奨励金の率は 6.7 パーセントということになっているという説明をいただき、委員の中からも、現在の銀行の定期の金利と比較しても非常に高い金額になっているのではないかということが話されました。そして、もしこの条例が通らなければですね、まあ残すになったとしても、この利率の見直しということは必要になってくるだろうなという意見が出ました。

そして今回ですね、全期の前納制度を利用して方の数は、協議会でいただいた資料のようにかなりの数になっているんですけども、今まで奨励金があったので、貯金をするよりもまあ率が良いので、無理して一括で支払った方等もあるので、この方たちがその前納ができなくなつた場合には、今の特徴でやっている方のように12カ月で支払いができるようにはならないのか、という意見が出されていました。それで、執行部の方にもお尋ねしましたところ、まあこれの支払いについては法の中で決められておりますけれども、まあ市町村の中で特別な理由があれば回数の変更ができるということもご説明はありました。

続きまして、議案第58号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についてご報告します。

執行部の方からのご説明で、今年度の予算で12月の補正2億8,010万5,000円と、昨年度の繰り越し分との総額を合わせた現在の予算は110億3,070万4,000円となっているというご報告でございました。

続きまして歳入について、引き続きご説明致します。歳入は予算書の方の13ページからお願い致します。

13ページの地方交付税の補正額です。こちら補正額の6,019万円は、普通交付税が確定しましたので補正されました。それで総額が37億1,303万7,000円に確定したということです。昨年度比では6.3パーセントアップになるということです。まだそのほかに、特別交付税は確定しておりませんので、また3月末までにはそれは決まってくるのではないかということです。それから、それに加えまして国からの追加補正の特別枠が8,281万円は来るという予定になっているというご説明をいただきました。

そして、その下のページ、一番下の所ですけれども、14款の国庫支出金の中にですね総務費国庫補助金ございますが、減額の5,834万7,000円ですが、これにつきましては農山村の活性化プロジェクトの支援交付金でしたけれども、これは国の事業仕分けによって減額になったものでございます。

続きましてと、それから、14ページをお願いします。

この14ページにつきましては皆さんもご承知のとおり、待ちかねていた子宮頸がん等のワクチンの接種に対する交付金が国から来たというものです。国からは2分の1。それから15ページで出てまいりますけれども、同じく補助金として3分の2が県から交付されることになっています。委員の中でも、それから議会の中でも、この問題については非常に興味深く取り組んでいたことがありましたので、私たちにとっても朗報になりました。

続きましては、16ページの繰入金をお願いします。

16ページの繰入金、1目の財政調整基金4,039万6,000円です。これは交付税の特別枠8,281万円や、不用額、それから税徴収なんかによって3月末までには調整ができそうなので、この基金の取り崩しはしないで済む予定になりそうだというご報告をいただいております。

それから、その下のですね、地域活性化事業基金繰入金と、それから施設整備基金繰入金のこの2点についてですけれども、これは町債への振り替えです。ご説明があったとおり、これは過疎債で対応するものとして振り替えられ、17ページの21款、町債の方に回されます。

それで17ページの、今ご説明した町債の補正分ですが、これはすべて過疎債ということでございます。補正額2億3,960万の過疎債を加え、23億9,600万円と大型予算になります。

これについては委員の方からも心配の声は出ていますけれども、執行部の方からまあ再三説明はございましたけれども、やらなければならぬ事業が集中した結果、これだけの町債が発生しているということですが、まあこれについては、有利な過疎債等を使える部分については組み替えをしながらでも対応していきたいというご説明をいただきました。

それと、今回の補正分も含めてですが、2億3,960万の過疎債の中には新規に認められたソフト部分の5,290万円を含んでいるということでございました。本年度のソフト事業としての枠は8,900万円ですが、それから

5,290万円を差し引いた残額につきましては6年間の基金積立が認められているということで、後年度に回したいということでございました。

続きまして歳出をお願い致します。19ページです。

19ページの総務管理費の9節、旅費になってますが、これが増額されている説明をいただきました。

これは今年度から課長補佐制度をつくったことによって、新規の課長補佐になられた方の研修に派遣した費用が生じたものでございます。

それからですね、20ページをお願いします。

20ページの情報基盤整備事業ですが、これは事業費についてはもうご説明がありましたので、委員の方から質問がありました。

情報基盤整備事業の進ちょく状況はどうかという質問を委員の方からありました。進ちょく率は、まあ3割程度であるというご説明です。遅れている部分というのは、まあ説明もありましたけど電柱の共架部分や、その土地の地主さんを探すのに非常に時間がかかるっているということでございました。

そして現在の加入者の状況はということでは、5,700戸のうち、告知端末の申し込みが63.7パーセント、テレビについては32パーセント。目標は50パーセントであったということと、それからインターネットについては11.8パーセント。これについては委員の方からも質問が出まして、この加入の申し込みの説明時に、まだプロバイダーが決まっていないということがあったことから、このインターネットへの加入者の数が伸びていないのではないかということがご説明をいたしました。

それとあと次、インターネット関係で13節の委託料に、4月からサービスを開始するための予算が組まれております。これについては、今ご説明致しましたプロバイダーが決まるということですので、決まれば。

ごめんなさい。失礼しました。重複してすいません。

これはプロバイダーに委託をする事業を組まれております。

それから、その下ですね、2項の町税費です。1月から3月までの納税相談の予算が7節の臨時賃金の所に組まれております。この臨時賃金については、住民税の課税作業事務となっておりますが、62万2,000円。佐賀の窓口業務の方に臨時の方を雇うことと、それから本庁の方からも佐賀の窓口相談の方に職員を派遣して対応するということで、佐賀分40万、大方分22万が組まれております。窓口業務で支障がないようにということで組まれた予算となっております。

それと、すいません。その2目の賦課徴収費ですけれども、80万の減額になっていますが、これは議案の方からも出ておりました全期の納税の奨励金80万減になっております。この原因は、縷々（るる）ご説明があつたとおりかなというふうに思っております。

それと、あともう1つ、9款ありましたんですけども、これは消防費でご説明が執行部の方からありましたので、特に議論になるようなことはございませんでした。

あと、9ページの第2表、地方債補正につきましてはご説明をいただきましたが、先ほどの町債の所でご説明したとおりでございます。

それと、この本一般会計の補正予算ですけれども、この採決の際にはですね、委員の多数になったんですけども、その原因の1つの中にはですね、やはり情報基盤整備事業には反対するという意見がありましたので、その結果、賛成多数で可決をさせていただくこととなりましたことをご報告致します。

それでは、議案第61号の幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてでございます。これももう執行部の方から説明がありましたので、委員の中からは、出た意見についてご報告させていただきます。

こうした形で幡多広域の6市町村の基金残5億円の果実を運用にかかって、組合規約の共同処理事務を変更

するものですけれども、この基金の使い方についてはですね、委員の中からは幡多広域で有効な事業に使ってほしいという意見が出ておりました。それは例えばですね、幡多地域内でこれからの中子高齢化に対応するような結婚活動に取り組むなど、少子高齢化の対策や、雇用の創出、産業の育成に寄与することなどにこの事業費を使っていただきたいという意見が申し添えられました。

今回付託されました議案の総務委員会の報告は以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この議案第57号の黒潮町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、自分、議案説明のときに、この報奨金制度。で、結局、報奨金をやめるのと、それによる効果。具体的に一応まあシミュレーションの数字でも、まあ、でも言うたらいきませんけど、まあそういう数字で説明がほしいということを執行部に申し上げておったところですが、委員会でその数字についての説明はありませんでしたか。

（坂本総務常任委員長より「ごめんなさい。何の数字いいましたかね」との発言あり）

結局ね、あの報奨金が一応数字としたら、固定資産が310万かね。ほんで町民税が136万、合計446万ぐらいの報奨金が出ると。ほんで、それは出るがやきマイナスよね。ほんでこれをやめたときの結果よね。ほんでどちらが大きいか。

いうたら、町にとってどちらがプラスになりますかということを自分、質問しちゃったわけです。そのときは、そこまで検討していないことやったもんで。ほんで、良うなるろうとかいうようなことではいかんぜよと。で、まあこれは言うたらいかんかも分かりませんけど、うそでもかまんき数字で示してくださいということを自分お願いしちゃったわけよ。ほんで、それを委員会でどうやったかということをお聞きしよる。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

委員会の方でもですね、その数字についてといいますか、納税義務者の数について、それからパーセントについて再確認をさせていただきました。

資料でお配りいただいたるものがあると思うんですけども、黒潮町の前納報奨金についてという資料が前回配られていると思うんですが、その中の数字について皆さんでちょっと意見も、確かめをしてみました。この普通徴収による納税者数っていうのは、今回これ21年度分の実績が示されていますけれども、その20年度に普通徴収によって今までできていた人たちの、そうですね、数がですねどれだけ減るかっていうことが一番問題やと思って議論をしました。その中で、先ほどの予算の中にも出ていますけれども、やはりその全期のそのされていた普通の予算額からですね、やはり減額になっているということ。それはですね、実際にその納税に前納ができなくなった方がやっぱり発生してくることだと思います。

それで、この中での人数も前年度に比べると下がってきていますので、利用者数が1,166人という形に下がってきてているということですので、こうなるとこの前納が本当に住民にとって平等なのかどうかというところについて、私たちはこの数字から議論をさせていただきました。やはりこうしてですね、納めたくても納められない人がだんだん出てくるということは、先ほども言いました6.7パーセントのメリットを受けられない

人が増えてくるということなので、そのことが重要なことではないかという意見が出ました。

それで、まあこの、先ほどもちょっと説明したんですけども、これを続けていくことになればその税率についてもですね、還付率ですね、についてはやっぱり見直しが必要ではないか。ちょっと聞いて、この6.7パーセントという数字は今の定期預金の利率から比べてもかなり高額になるなあという意見が出ましたので、これを続けるに当たってもその税率の見直しは要る。

それから、今ここにある数字ですよね、納税義務者の数字が、普通徴収による数字が2,252人で43.7パーセント。それから、給与徴収による納税義務者の数が2,109人、40.9パーセント。年金特徴による納税義務者が769人ということになるとですね、この事業に対する見直しは必要だというふうに意見がまとまりました。

それと、あと、先ほどご説明した中にもありますけれども、やはりこれをどういう形で徴収していくかということについてこれから議論が必要だということで、委員の中からも提案があったことです。

それと、執行部の方からですね一番説明があったのは、やはりこの納税の、この奨励制度をつくったという目的。このことについては既にもう達成をされているので、口座振替に変わっているとか、そういう形で納税意識は非常に高まっているというご説明がありましたので、それではやっぱり平等に納税ができるような形を取るのが好ましいというふうに、の意見になりました。

数字というのは、この部分のことについての数字の確認はさせていただきました。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、自分お聞きしたのは、委員長は細かいとこまで説明していただきたいことですが、要は結果として、先ほど委員長のご説明にもあったように、どういう目的で納税に対する報奨制度ができたかとかいうことは、まあ戦後のとかいろいろ間あって。で、それは分かる。結果として納税の報奨制度をやめることが、町の今の財政の中でプラスになるかならんか、それを自分は数字で説明してほしいという質問をさしてもらつたがです。

それと、まあこれは委員長が今説明あったもんで、本来やつたら森議員から出た発言でしたけど、その不公平感。そのときも、そうしたら給与所得者にとっては1カ月1カ月やと。が、そうやない者にとっては3カ月3カ月前払いせないかん。ほいたらその形は、今言う公平か不公平か。単純に自分考えたら、3カ月3カ月前払いせないかんいうことと、1カ月の人というたら、3カ月分前払いせないかん人が不公平になるわけよね。そのことをあの説明会のとき、まあ森委員から指摘があつたわけです。

ということで、これはまあ自分、今質問やないです。自分お聞きしたのは、要は町にとって報奨金の制度ですよね、あったががプラスかマイナスか。結局、合併前の佐賀の納税率と大方町の納税率の違いは、まあ自分は単純に佐賀の納税率の良かったのは報奨金制度があったからという考え方しておるもんで。そういう中で、今、黒潮町になって、結果としてこの制度を廃止したのが、廃止して446万ですかね、出していくお金がなくなるから、それはプラスやと。しかし、やめることによってマイナスも自分は出てくると思うが。そのマイナスはどうですかということをよね、数字で説明をしていただきたいというて。

ほんで、簡単ながです。この制度をやめた方がプラスです言うたらそれでええがです。マイナスです言うたらそれでええがです。自分はそれだけ聞きよるがです。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

実際ですね、440万プラスになるか。それとも、やらないことによって440万プラスになるか。やることによってこれがマイナスになるかというところまでの議論はですね、具体的な話は出ておりません。

しかしだすね、私たちの委員会の中で話し合いをしましたのは、一定やはりこの報奨金制度のその目的は達成されたということ。それから、この前納ができる方とできない方との間での不公平感が生まれるということ。そこをどう是正するのかが、やっぱりこの税条例の一番大事なところではないかというふうに委員会の中では考えています。

ですから、このことによって、例えば町の中でですね、その税金のプラスマイナスを計算するというところではなくって、やはり町民一人一人の不公平感をどう是正していくか、ということに対して委員会の方では検討結果を出したつもりですので、その数字の、これがなんぼになった、これがなんぼになったという比較はその時点ではしてございません。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、自分ね、そういうことを聞いておるがやないがに言いよう。

ということは、今、委員長の、別に委員長を責めるわけやないけど、これはもうしようないわね。

ほいたら、先払い、前納をして報奨金をもらいよる人と、そうやない人との報奨金をもらえん人と不公平じやないですかいうことに、委員長の説明はお聞きしたらそういうあれになってくるがです。

もともと、先ほど自分言わしてもろたのは、森議員のあの質問にあったようによね、その不公平さ、1カ月と3カ月の、自分はそれ聞きようがやないがです。自分が聞きよるのは、今言うように結果としてどちらが町にとってプラスですかと。ほんでそこに、まあ委員長は不公平の問題出してきたきよね、ほんで自分今も言うようによね、ほいたら報奨金をもう一度前納した人、報奨金をもらいようき不公平というのか、いうような議論になってくるわけ。自分はそれを聞きようがやないいうて言いよう。

要は、この制度をやめることによってよ、町にとってどちらがプラスになりますかということを自分聞きよるがやきよね。ほんでまあ、先ほどそういう議論はなかつたいうお話をやったと思うがです。ご説明やったと思うがです。しかし、自分はその前に執行部へその質問しちるがやきよ。それを委員会付託で総務委員会へ付託しちらうがやきよね、当然、総務委員会の中でよ、執行部にそれ聞いてもらわなかんがやと自分思うがです。いうことで質問、まあさしてもらいましたけれど。

まあ、もうこんなこと言いよったちあれやし、終わります。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

せっかくそういうて質疑はいただいていたんですけども、その委員会としてはですね、この条例をどういうふうに審議をしようかと考えたときにですね、この中にある一定の目的が達成されたという部分と、それから、これからですね、この報奨金制度をどう扱っていったらいいのかということについて、委員会としては審査をさせていただいたということでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

産業建設常任委員会に付託されました全2議案につきましては付託表のとおりでありますけど、これにつきましては、去る12月9日午前9時から午前11時30分まで、本庁3階の第3会議室におきまして、全委員出席の中、町長はじめ、関係課長および室長の出席を求め委員会審査を行いました。

まず、議案第58号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算については予算書を基にご説明致します。25ページを見てください。

まず5款労働費ですが、ここにあります13節の委託料として166万9,000円が組まれています。そのうちの1件が森林組合へ委託し、緊急雇用対策の一環で2名を2ヶ月間雇用し、現在町内にある作業道の維持補修等を行う費用であります。

また、もう1件の地域福祉計画策定委託の27万3,000円につきましては、質疑や一般質問を通して十分に説明がありましたので、それ以上のものはございません。

次に、同じページ6款の農林水産業費に移ります。次のページの一番上、ご覧ください。

1項3目14節の使用料及び賃借料で、自動車の借り上げ料として12万円が組まれています。これは町内にあります集落営農を行っている方たちの研修のために、香川県のアグリ天神という集落営農組織へ研修に行く費用が計上されたものです。

また、その下の15節工事請負費で345万円が組まれています。これは本会議でも説明ございましたが、町内3カ所で耕作放棄地を解消するための工事を行い、それを耕作希望利用者に利用していただくための費用です。この審査の中で、開墾し直しした畑が本当にまた利用されるのか。また、特定の利用者に限定するのではなく、広く耕作希望者へ利用の呼び掛けを行い、今後利用してもらう形が取られているのかなどの意見が出されました。その結果、農業委員会やJAを通じて耕作希望者等を募った結果、一般の農業従事者からは特に希望がなく、以前から耕作放棄地を利用してくれている県内の酒造会社がサトウキビを耕作し、お酒やお酢等の商品製造の原料栽培の畑として活用するようあります。また、耕作期間につきましても5年以上という契約になっているそうで、長期での使用が期待されます。

次に、その下の2項2目の林業振興費で有害鳥獣の駆除費用が組まれているわけですが、この中で駆除したイノシシの有効な活用方法について意見交換がありました。

その中で町長から、シシ肉を食べるのではなく肉骨粉等にして肥料などにできないかという研究をしているとの意見がありました。これは以前にも国内で問題となりましたが、狂牛病等の問題で難しい部分があるとのことでありましたが、黒潮町だけでなく全国で問題になっているこの有害鳥獣の駆除や活用方法で良いご意見をお持ちの議員の皆さまは、ぜひまたお知恵をお貸しいただきたいと思います。

次に、3項の水産業費につきましては、本会議の質疑等で話された内容以上のものはございませんでした。

次に27ページ、7款1項2目の商工振興費で、11節の需用費98万7,000円で修繕料が組まれています。これの主なものは、入野に現在あります縫製工場跡地を活用し、現在では紙バンド製作会社やガラス工房として利用していただいているわけですが、この工場の屋根裏や床下に近くに住んでいる野生の小動物が侵入し、巣を作ったりするということで、それを防ぐための壁等を設置する工事修繕費用であります。

次に、その下の3目の観光費の13節委託料で100万円が組まれているわけですが、本会議でも説明のあったとおり、観光やトイレ案内の看板を設置する費用であります。

ここで皆さんに1つ訂正をお願いしたいのですが、説明欄の委託料の下、観光トイレ案内版設置委託となつ

ていますが、案内板の所ですが、これは板の間違いですので、そこの訂正をよろしくお願ひします。

で、審査内容に戻りますが、ここではやはり黒潮町へ来ていただける方たちへのアピールも込めて、国道56号線の東と西の両端にそれ相当の看板が必要ではないかという意見と、黒潮町全体のサイン計画、いわゆる看板イメージの統一を行ってほしいという委員会の意見も申し添えてあります。今後、黒潮町をアピールする方法の1つとして検討されるものと期待したいと思います。

最後に、8款の土木費ですが、これの主なものは、まちづくり交付金事業による工事等の増減によるものですが、本会議で説明のあった内容が主なもので、特にここで触れるべきものはないと思いますので、ここでは省略させていただきます。

次に、議案第62号、黒潮町道路線の認定については、佐賀会所地区の用地交渉がほぼ終了したことにより町道認定を受けるものであります。これにつきましては、特に議論となるような質疑や意見はありませんでした。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全2議案のうち、その2議案すべてが全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生常任委員会からの報告を致します。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は3議案で、付託表にありますのでご確認ください。

去る12月9日午前9時より12時まで、常任委員5名出席、1名欠席の上、議員控室において各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め慎重に審査を致しました。審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいかなくても委員より質問が出され、内容がより深められた主なものなどを報告致します。内容によっては本会議と重なる場合もあるとも思いますが、ご了承ください。

教育厚生常任委員会に付託されました全議案は、全会一致で可決されております。

審査内容を報告致します。

議案第58号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についてを開けてください。ページ数ですが、ページ数25ページを開けてください。

4款衛生費の所ですね、25ページの15節工事請負費1,200万。これは成又地区と灘地区の水道未普及地域の解消の事業ですが、両地域とも600万ずつの工事請負費がついてます。これは2人ずつ、どちらも2名ずつの方が該当しております。この600万のうち、400万が県の補助、180万が過疎債、18万が受益者負担、残りの2万が一般財源ということです。その18万の受益者負担は600万掛ける3パーセントということで、その工事費600万が下がれば負担も下がるというお話をでした。

それで、もう普及していない地域、未普及地がまだ町内にあるのかという質問がありまして、佐賀では須賀留という所だそうです。それから、大方ではもう少しまして、米原、ここは15軒ぐらいあるそうです。それ

からしたの川、川の内ですかね、あの有井川にあります。この3地区はまだ未普及地になっております。

続きまして、29ページを開けてください。

13節の委託料ですが、473万6,000円になっておりますが、これは三浦小学校校舎と佐賀中学校屋内運動場の耐力度調査委託というものなんですが、この耐力度調査というのは危険度の耐力度を調査する。建物の骨組みとかですね、構造条件が外圧に耐えられるかどうかというその危険度を調査するんだそうです。その委託ですが。この調査ですね、交付金の対象になった場合にはまあ交付金が出るということで、それまでは耐震検査で交付金申請したかったんですけども、本会議で説明がありましたように、数値では交付金の対象にならなかったのでこの耐力度調査というのを探し当てたそうですけども、そこで委託をしてしまして、もしこれにかないましたら三浦小学校の方では1億円ぐらい、佐賀の方では6,000万円ぐらいの交付金が得られる可能性があるということで、大変期待をしてるというお話をしました。

58号についてはそれで終わります。

それから次の59号ですが、平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算については本会議で説明がありまして、そのほかに大きな問題はありませんでした。

60号に移ります。平成22年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてですが、これですね3ページ、3ページに変わりません。ページ数はいいんですが、これも本会議の方で説明がありまして、スプリンクラーを設置すると、夕夏（ゆうか）という所と和夏（わか）という所にスプリンクラーを設置しますけども、このグループホームがほかに町内にあるのかということでは、ほかに2カ所、全部合わせて4カ所あるんですが、そのほかの、しらゆりと、みうらという所はもう既に設備が整っているので、今回この2カ所、夕夏と和夏のスプリンクラー設置で全施設、このグループホームの全施設のスプリンクラーは整うということでした。これは本会議でも説明がありましたけども、国からの全額補助です。

議案説明は以上ですが、この議案以外で2点について報告致します。

1点目はですね、9月議会で佐賀中学校の設計図について議会よりですね、2階にも障がい者用トイレをつけるべきではないかという意見が出された件ですが、教育長より報告がありまして、障がい者用のトイレを2階にも取りつけることになったと言われました。これはほんとに議会での議論が生かされた朗報ですので、ここでご報告致します。

また、この件に関連して、全員協議会で提出されました三浦小学校の設計図についても、2階にやっぱり障がい者用トイレがありませんので、ここも、佐賀中もついたし、三浦小学校もつけてほしいという意見が委員から出されております。それから三浦小学校は2階建てですので、佐賀中学校は3階建てでエレベーターがつきましたけど三浦小学校はついておりません。で、車いすで2階の教室に移動する手段がないわけです。4年生、5年生、6年生の教室と、それから理科室とか音楽室とかそういう特別教室が2階にありますが、その移動手段がない場合、全員協議会では次長の方から、まあ子どもだからおんぶしたらええわとかいうようなお話がありましたが、やっぱりもう5年生、6年生になりますと結構立派な体格になりまして大変だということもありますけど、本人が自由に行けない、いつも誰かの手を借りないということではいろいろ大変じゃないかという意見も出して、この階段があるんですけど、階段をスロープにしてはどうかという意見が委員から委員会に出されております。で、教育長からは、まあ三浦小学校のこの2点についても検討をするというご返事をいただいております。

それから2点目の報告に入りますが、審査が12時に終わりましたので、午後から佐賀中学校改築工事の進ちょく状況と、新しくなりました佐賀の図書館の視察に行ってまいりました。寒風吹きすさぶ中でしたけども、全員ヘルメットをかぶって、佐賀中学校改築工事の進ちょく状況を工事の工程表を見ながら説明を受けました。

まあ工事はまだですね基礎ができたところで、こう大きく建物が建ち上がってる状況じゃなかつたんですが、まあこれから全体が把握できるかなと思います。

それですね、仮設のプレハブ校舎にもちょっと入れてもらって見せていただきましたけども、大変立派な仮設校舎でして、子どもたちがこれで安心して勉強できるなあ、もうこれで十分じゃないかぐらいに話をしておりましたけども、先生の方が、とても音がうるさいというお話を受けました。

それから佐賀の図書館ですけども、これはほんとは議案と直接関係はなかつたんですが、教育長より、ちょうどですねその日に高知新聞に記事が載りましたので、佐賀まで行くんだったらぜひ図書館も見てほしいと、前に一般質問も出ておりましたのでね、行ってほしいということで全員で行ってまいりました。大変明るくて広くてですね、気持ちのいい図書館になっております。本を読みたいなあとかですね、本を借りたいなあという気分にさしてくれる所ですので、ぜひ皆さん方も行ってほしいと思ってご報告致します。

これで終わります。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長の報告および質疑を終わります。

これで常任委員長の報告、質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第55号、黒潮町暴力団排除条例の制定についての討論はありませんか。

反対討論からお願いします。

ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第55号の討論を終わります。

次に、議案第56号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

私はその事業について、事業そのものがいかんというがやないけれど、現在、町が取り組んでいる形の事業には賛成できませんということをずっと言わしてもらっているわけで、そういう立場から、この議案56号には反対です。

議長（小永正裕君）

56号の賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第56号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。  
森君。

10 番 (森 治史君)

私の場合は委員会の中でも反対をしておりましたので、反対討論をさせていただきます。

このままこの、私、委員会の中でも言わさしていただいたがです。先の明神議員も答弁、質問の中であったと思いますけど、わずか利用者が少ない、それと不公平感があるとかいう発言でございました。特に、町県民税については、それでいくと 4 回の納税か、それから年金特徴の方でも 6 回の納税になります。そのへんは検討はされるというようなことは言ってましたけど、最大の不公平感は、これ法律で決まつちよってできないといふかもしませんけど、やはり払う側にしてみたら、一時で払ってその還付をいただく、奨励金をいただく。これが不公平だと言われるならば、当然これに対して普通徴収の方々にも選択肢、支払いの選択肢が付いてきてない以上はいけないということと、それから固定資産税については 65 パーセントの方がご利用なさってると、この制度を。

特に今の場合、資産はようけ持つとっても、畠も荒らしてしまってるとか耕作放棄した所であれ、資産税は掛かってきます。だから、その持ってる方にしてみてみれば、当然払わなければいけない税であるけれども、無理か、払えるからという、そういう議論になろうかもしれませんけど、こういう制度はやはり残してあげておくべきだと思います。

これは町の持ち出しになってきて、一般財源の持ち出しだと言われます。そこでの不公平感が出ると言われるかもしれませんけど、利用率が 65 パーセントということ。これは私、還付の利用だと思っておりますが、やはり、ようけ親からいただいた財産であっても、誰も借り手がない。けど、やはり税は払わないかんと。そういうことていききましたら、やはりこれなんかも制度として残すか、もしくは支払方法をもしなくするのであれば、やはり 4 回の徴収でなくって 8 回にするとか。やはり皆さんのが払うときのことを考えていただく制度が付いてこない限り、これだけを廃止することについて、それに代替えになる分納が、回数が増えるような形でして、支払う側のそういう、支払能力があるないにかかわらず、私は回数を増やすとかいうものがない限り、代替案がない限り、ここで的一方的な廃止に対しては反対を致します。

議長 (小永正裕君)

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

(明神議員から「いや、反対の後に賛成言わないかんがやない」という発言あり)

ほかに討論ありませんかと聞きました。

(明神議員から「はい」という発言あり)

ほかの討論、求めてますから。

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

いや、あの。(議長から「賛成討論か反対討論か、先に表明していただけますか」との発言あり)

反対で。(議長から「反対討論ですね」との発言あり) はい。

私は反対します。というのは、午前中、議員定数の問題で賛成反対いろいろあったわけです。そういう中で、村越議員の意見の中に執行部にも責任があるがやないかという意味合いの発言もありました。

先ほど私お聞きしたことは、報奨制度をやることによってよね、どれればあのマイナスがあるがぜよと、まあ

446万ですかね。ほんとプラスはどうぞよと。それを初日の議案説明のときも、言葉で、良くなります、不公平、不公平感があります。ただそれだけの説明で、私たちに賛成かよ、反対かよじやいきませんと。私は、少なくともこういう数字になりますというものを出してくださいと、自分はお願ひしたわけです。質問した。

結局、議員が一般の町民の皆さんから、無能やとか資質がないとか、いろいろな意見。先ほどの村越議員の発言を例えて出さしてもうたがですが、これ私たち議員の方にも責任はあります。しかし、議員が検討できるような議案、案を出してくださいとお願ひします。にもかかわらず、そういうものがない。

ということは、私たちにも議員としての資格、能力がないかも分かりませんけれど、執行部の皆さんにも欠げた部分があるがやないかというように私は思うわけです。そういう考え方の中で、この議案を私は賛成いうわけにはいきません。反対です。

議長（小永正裕君）

ほかに討論はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

反対の立場で討論しますが。

私、大きな政治的意味というよりはですね、この制度というのは庶民のねえ、ささやかな楽しみだったと思うんです。わずか1年間にこの前納して2、3千円。まあ税の大きい方は知りませんけど、ほんとに2、3千円の楽しみをですね一生懸命まあお金をかき集めて納めてる方もおいでて、そういう楽しみの中にですね、まあ町は400万ぐらいの持ち出しになるかもしれませんけど、黒潮町はよそがやってるからというんじゃなくて、まあ当初の目的を達したということで簡単にやめるんじゃなくて、私は黒潮町の特色として残したらどうかというふうに常々思っています。

ていうのがですね、四十万市の方はもうこういう償還方法がなくなったというふうに聞いておりまして、四十万市の中に田んぼか畑か持ってる方がおいでて、四十万市はね、ないからね楽しみがないという話も聞いたことがあるんですよ。で、黒潮町だったらね、こういうほんとにわずかな楽しみですけどあるよというね、ひとつ私の、こういうねものが大西町長にはあっていいんじゃないかなというふうに考えております。

まあ大西町長は私の一般質問の答弁では、まちづくりというのは住民にですねそういう要望があるかどうかは分からぬということでしたけど、私はまちづくりっていうのは町政が考えていく、執行部が考えていく大きな柱になるんじゃないかなと思ってますので、こういう特色をね残していただきたいと、そういうふうに思つて、反対の立場で討論します。

議長（小永正裕君）

ほかに討論はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

賛成です。

基本的には納税の義務なんです。納税の義務を、その払い方はどうあれ一律平等、納税の義務いうのは基本。そのことで、納税をした上にこういう格差が生まれる。そういうことを是正するという、単なるそういう議案ですので。それは納税の仕方をどうのうこうのじやなしに、納税を義務、これは国民皆、義務なんです。

その義務を果たした結果で格差が出る。このことを、所期の目的である納税の意識の高揚であるとか、そういうことはもう今の段階ではクリアできていると。それよりか不公平さがそれを追い越してしまってのいう状態になってるわけですから、そのことを直そうじゃないかという単なる議案であるわけで。また、その納税

のやり方、方法というのはまた別問題であってね、取りあえずこのことは、まずは格差をなくす。そのことが目的ですので、私は賛成です。

議長（小永正裕君）

ほかに討論はありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

賛成の立場で討論致します。

賛成の討論で構いませんかね。（議長から「どうぞ」との発言あり）

私は、この今の世の中はですね、まあ金のある人だけが得するような制度がたくさんあると思います。そういった中で今回この議案はですね、まあ報奨金制度というのがなくなると楽しみがなくなる。そういうことも分かりますけれども、こういった制度はどんどんなくしてですね、公平な制度に。まあこれはそういう公平な制度になるための先駆けとなつてですね、ほかのその、さつき先輩議員からもありましたけど、その回数の件についてもですね、これからまたそういうことは検討していただいてやってくれればいいんじゃないかと思ってます。ですから、今回のですねこの議案にかんしてはですね、私は賛成の立場になります。

まあ、この報奨金制度。まあ実際、税金を払いたくても払えない人も、たくさん今出てきております。そういった中で、この報奨金もらえる人はですね先に払えるお金があるということで払える人なわけですよね。で、実際お金がない人ほどほんというたら一括で払って、ちょっとのお金でも浮かしたいという気持ちはあるのですけども、それができない。ほんとに、まあ例えばこの報奨金制度がなくなってこの人たちが払わないとなるとですね、それが悪質な人ということになるんじゃないかと、私は思っております。

ほんとに今からもですね、ぜひこういう制度を見直してですね、また不公平な制度、支払回数なんかもどんどん変えていってくれるようにお願いして、私は賛成致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算について討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第58号の討論を終わります。

次に、議案第59号、平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第59号の討論を終わります。

次に、議案第60号、平成22年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 56 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 57 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 58 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 60 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 64 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度伝送路整備工事の請負契約の締結について、議案第 65 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度センター施設整備工事の請負契約の締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは提案理由の説明をさしていただきます。

まず、議案第 64 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度伝送路整備工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

平成 22 年 7 月 29 日に議決された、議案第 23 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度伝送路整備工事の請負契約の締結についての契約内容の変更をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度伝送路整備工事、工事番号、平成 22 年度情基第 1 号、契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額につきましては、変更前が 6 億 4,260 万、変更後が 7 億 4,255 万 6,850 円、9,995 万 6,850 円の増額となっております。契約の相手方は、高知市帯屋町 2 丁目 5 番 11 号、西日本電信電話株式会社高知支店支店長、塩村泰幸さんでございます。変更理由につきましては、平成 23 年度計画事業の前倒し実施によるものでございます。

続きまして、議案第 65 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度センター施設整備工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

平成 22 年 7 月 29 日に議決された、議案第 24 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度センター施設整備工事の請負契約の締結についての契約内容を変更をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度センター施設整備工事工事番号、平成 22 年度情基第 2 号、契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額につきましては、変更前が 2 億 8,350 万、変更後

が3億8,578万8,900円、1億228万8,900円の増額となっております。契約の相手方は、高知市桟橋通4丁目16の42、日本コムシス株式会社高知営業所所長、小松正俊でございます。変更理由につきましては、平成23年度計画事業の前倒し実施によるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは私の方から、提案の細部についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第64号の伝送路の工事でございますが、変更理由と致しましてはそこに書いておるとおりですが、一部、字の削除をお願い致します。ボツの中の光ケーブル、(2万8,441メートル) およびとなってますが、このおよびの削除をお願い致します。まあ、この事業の追加でございます。

それから、共架柱からですね自営柱への変更ということでございます。

それから、幹線、荷稻地区にセンター。それから、佐賀、上川口、入野、上田の口の保育所にそれぞれセンターがあるわけですが、その幹線部分のバックアップルートを整備したいというものですございます。図面の方は後で、併せて説明させていただきます。

それから議案第65号の、同じくセンターの方の工事でございますけれども、光ケーブルを敷いていってですね、まあクロージャという接続の部分ですけれども、その追加でございます。

それから、点のセンター機器と2次拠点機器ですけれども、これはですね各家庭のテレビ、あるいはインターネットの管理をする部分でございまして、センターに設置してですね、そういう部分でございます。

それから、公共ネットワーク機器ということで、後から説明しますが、小学校とか中学校とか公共施設ですね対応するというものでございます。

それから、上位回線の接続機器ということで、インターネットの関係でですね上位プロバイダーとの接続部分の追加をお願いするものでございます。

それから、端末設備ということで、インターネット用のT-ONUというものですけれども、その追加を計画しております。

それでは図面の方、参考資料の方をお願いします。

まず1ページですが、これがまあ設備の全体像というふうにご覧いただきたいと思います。

まず、左の上に受信点設備というのがあるんですが、ちょうどですね大方高校の所ですが、旧大方の森林組合の倉庫の建物右手にですねパラボラアンテナが設置されていてですね、電柱が立っておると思います。あの部分ですが、もうこれは現在できておりますけれども、これがですね電波を受けておるというものです。

それから、その下にセンター設備というのがありますて、それからその右手にですね幹線、先ほど言いました、荷稻上田の口間の幹線の配線がございます。2次拠点施設というのがですね、まあ入野の含めて5施設ありますて、その部分の図面でございます。

それから右側に支線系伝送路ということで、各家庭にですね、それぞれの谷々、また住宅密集地も含めてですね入っていくというケーブルでございます。

それから若干上に、斜めに上がりましてV-ONUというものがありますが、これがですね各家庭の引き込んだ所にあります設備というふうにご覧いただきたいと思います。

それから、家庭内にFM告知。これに実線をはめておりますが、この部分については町の方で施工していくと

いう部分でございます。

それから今回、挙げらしていただいております部分はですね、下の所に説明もありますが、緑の部分が今回の追加の部分でございます。左の下の方にいきますと、情報ネットワークの設備関係でこのようなもの。それから各2次拠点施設ですね、通信ネットワークの2次拠点施設と。それから右の上の方にあります家庭内の絵の中にですね、T-ONU というインターネットの設備機器でございます。が、インターネットにつきましては線が入っておりませんが、これについては各自の負担ということになっております。

それから右の下側にですね、公共施設、集会所への接続ということであります。

次の資料、図面をお願いします。

これがですね、幹線部分を図化したものでございます。それと、ちょっと字が薄いですけれども右下の方にですね、今回の変更の主なものを入れておりますのでご覧いただきたいと思います。

次のページをお願いします。

3ページですが、左の下の方にですね田の口地区、それから少し右の方に入野地区、それから上川口地区、右の方に佐賀地区、荷稻地区というふうに書いてですね、ずっとそれぞれの色で囲んでおりますが、各拠点施設からの管理する区域というふうにご覧いただきたいというふうに思います。このそれぞれの施設ですね、この範囲の方の管理をさせていただくというものでございます。それで、赤い線がそれぞれの所に入ってますが、これがまあ全体の支線といいますか、伝送路の部分でございます。

次のページをお願いします。

少し薄いですが、申し訳ありませんけれども、このですね図面の左の方にセンター内に設置する機器の状況を入れております。左の方がセンターでございまして、それと連結してですね、右側にそれぞれのセンターまでの接続をしてですね管理していくという状況の図面を入れております。

次のページをお願いします。

今回ですねバックアップルートということで、センターから各施設へのバックアップということで提案させていただいておりますが、このようなことでですね考えております。

それで、公共施設の部分ですが、右の上の方にちょっと字が小さいですが30施設を入れておりますので、ご確認いただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、14時40分まで休憩致します。

休憩 14時 22分

再開 14時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第64号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成22年度伝送路整備工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

1点、お聞きしたいと思います。

伝送路の関係に多分絡むと思うんですが、今回、バックアップの回線のこととはこれでかまんのですかね、あの伝送路のバックアップ回線のことですけど。

2次拠点とですねセンター施設を結ぶ間の、あのバックアップ回線が全部、今回準備されるんですが、その2次拠点からですね、そこから例えば各集会所であったりとかいう所の、まあ回線は1本でいくと。で、緊急時に何かそういう所のバックアップの分が今回の中ではないんですけど。

その中にですね、どうしてもここだけはですねバックアップ引いといた方がいいかなという所がですねもしもあれば、そういう所だけはちょっと残しといた方がいいんじゃないかなと思ってですね、思ったのが、例えば消防署なんかが入ってますよね、それら辺とかですね。

もし、まあ全部をすべてとは思わないんですけど、やっぱ緊急性を要するところであったり、万が一ということを考えられる分はですね、あのバックアップ引く必要があるんじゃないかなというふうに思ったんですが、そのあたりいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

図面の方の2ページをお願いします。

この工事の、2ページ、2ページ。参考資料の2ページです。あの図面の方です。

この工事はですねご存じのとおり昨年度から実施しております、右の荷稻地区からですね左側の田の口地区までの幹線につきましては、基本的に21年度事業でつながっております。そのバックアップルートを今回の提案になるわけですが、ここにありますように赤い部分が国道の下にあります光ケーブルを利用する部分と、それから左の入野と田の口の一部の所まで青いのがあるわけですが、これについては上空を町の方で架けていくという部分でございます。

ご質問の消防署につきましてもですね、消防署の移転計画がございまして、まあ全員協議会でも報告させていただきましたが、うまくいったら1年くらいで建つんじゃないかなというふうに思っております。従いましてですね、そのあたりでご質問の方は対応してまいりたいと思います。

それからまた必要な部分がほかにもまあありましたらですね、その方は対応したいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

そしたらですね、ちょっと私、確認したいんですけど、5ページの資料の所にですね、バックアップ用のラインとですね主幹線ですか、を今、図示でですね書いてくださってるんですけど、じゃあ将来的にはその2次拠点からですね各施設へは、まあそのラインはまた今後考えていくというふうに考えてよろしいんでしょうか。（総務課長から「個々のライン」との発言あり）

うん、個々の。2次拠点からですね、例えば今言った消防署であったりとかですね、まあここにある全部の小学校すべてにとかいうことが、まあ予算的なこともあってどういうふうに考えられてるのかちょっと私分からないんですけど、そこらへんの質問だったわけですけど、はい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、バックアップそのものが幹線というふうに考えてます。それで、大方高校の所のセンターからですね役場まで、それから、それをまあ経由して佐賀の庁舎とですね。あと、ここにも消防署そのものも、何番か、なんばちょっとあれですが、30番ですね。30番に消防署も入っておりますので、現在の消防署については今の施設で対応すると。新しい分についてはそのときに対応していくと、そういう計画になります。

その中ですね、すいません、バックアップについてはですね今のところ入れておりませんので、バックアップはあくまでもこの緑と赤の線が入ってるのがバックアップルートですので、今ありましたように消防署についてはですねバックアップまでは今のところありませんので、まあどうしても必要ということになりましたらまた検討をしてまいりたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、そのバックアップの件ですが、まあ例えれば5ページ。

荷稻の場合、あのセンターから赤と、それから緑の点線で入っちょるわけよね。それで佐賀も、やっぱあ佐賀のどこに2次拠点かね、薄いきよう分からんけんど、赤と緑の点線で入っちょるわけで。

ほんで今の説明は、例えば荷稻の場合、赤が断線したときはそのバックアップの緑の線が働きますよいうがですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

はい。ご質問のとおりでございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや自分ね、初めバックアップ言うもんで、例えば荷稻が切れたときよね、荷稻が。荷稻が切れたときには、佐賀の方からあの荷稻へつなぐような形のバックアップかなと思いついたがです。ほいたら荷稻もよね、赤と緑が切れたときはもう何にもできんということですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、この赤のメイン、今敷設してる部分で持つという考え方でおりますが、どうしても万が一のときに緑ということで考えておりますので、今のところ2つの断線ということは考えておりません。

その中ですね、この緑の方は2ページの方でも説明しましたけれども国道の下を通ってますので、上空を架設した部分と国道の部分ですので、両方が切れるということはまず考えておりません。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

また言いとないこと言わないかんけんどよね、国道、土の中いうことよね、国道通しちよるということは。地震が何かでよ、その国道がよ地滑りで、まあ地帯がどうか分かりませんけんど、それで断線するということもあるがやないかと自分思うがです。

ほんで、まあ大体同じルートを走っちゃるとは思うですが、自分先ほど質問したのはよね、佐賀から荷稻へつなぐ線よね、いうたら。あの荷稻のルートは切れたと。けんど佐賀のルートはそういう問題がまだ起きてないいう前提で考えたときに、そうしたら佐賀のこの2次拠点か。佐賀から荷稻へつないじょったらよ、そしたら荷稻も使えるがやないかいうように考えるがですけど、それはどうですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ基本的にですね、まあどういう事故といいますか、ことが起きるか分からんがですけれども。

基本的に2本でバックアップ取ってますので、その点は大丈夫というふうに思っております。

議長（小永正裕君）

3度終わりました。

（明神議員から「いや、3度目になるけんど、けんどよ、今言う」との発言あり）

暫時休憩します。

休憩 14時 50分

再開 15時 03分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

教えてもらいたいが。賛成やないけん間われんかもしれんけんどよ。

今、副町長の話の中で、国道は国交省の今通してある管を借りるという話でしたけど、人の話じやけんどこまでがそうか知りませんけど、国交省が入れちよる光ファイバーの中で1回線空いちょうのような話も、ちまたのうわさであるがですね、回線が空いちょうというような形で。

で、その回線を利用するのか、これぐらいのあれを溝なんかへずっと埋めていってますよね、あの光ファイバーを国交省が。その入れちよる、その管じやないけんど、まあこの筒のものの中に、うちの黒潮町が1本ケーブルを通さしてもらうのか、そのへんがちょっとこの利用ということで、どの方法ながでしようか。

いうて、国交省の光ケーブルの中の空きを借りて使用するのか、その中に黒潮町独自のものを走らせていただけるのか、あの線よね。そのとこが分からなかつたもんでお伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

町の部分を作ります。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

それ、町の分を入れるということは、この管は借りるわけですね。管の中を這わさしてもらうね。

（議場から何事か言う者あり）

はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成22年度センター施設整備工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

資料の1ページの部分ですが、説明の中でこのグリーンの部分が追加になるというふうな話をお聞きしました。

この中ですね、家庭内の部分のT-ONU。これは今、インターネットを使ってる中でそのモデルの役目をすると思うがですけれども、これ今回ですね何個分ぐらい入れる予定ですか。まあ全戸配布いうわけじゃないですよね、これはね。申し込みのあつただけとか。

で、申し込みも今のところは少ないと思うんですけども、これは今のところ何個分出るか教えてください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今のところ1,200個を考えてます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、64号もですかんど、一応前倒しの実施ということで。

それで65号の場合は光ケーブルからセンター、2次拠点とか、ずっと追加になっちゃるわけよね、それぞれ。例えば、光ケーブルクロージャ接続の追加とか。ほんでこの追加いうがが前倒しをしますので追加になりますというのか、それとも、あの一番下の末端設備、インターネット用T-ONUの追加。

ほんで新しいものを追加いうのか、そこをね、お聞きします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

全体はですね、基本的に前倒しの方の追加です。

その中で、64号の変更理由の中にあるんですが、共架につきましてはですね、この前の全員協議会でも説明させていただきましたが、どうしてもNTT、あるいは電力の方が間に合わないという部分がありまして、その部分についてはですね、ちょっと先食いという形、言葉はちょっとあれですが、既決の12月までの予算枠内

で対応さしてもらっております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

今言うように、そしたら65号についての追加は、結局、前倒しをする工事のために追加いうことでね。

ほんで今言う、まあ自分あれでしたけど、65号の場合、まあ自営柱に変更とかいうのはまあ議案の説明のときに説明もうた。

そしたら今の幹線バックアップルートの整備いうのは、これは新たに追加いうことですかね。初めからああいう形のバックアップは計画の中へ入つちよつたがですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にバックアップそのものの考え方、基本計画ですよね。基本計画にはバックアップも入っておりまして、21年度には幹線の1本をつなげたと。ほんで今回、バックアップの2本目を設置したいという部分でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第65号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行ないます。

初めに、議案第64号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成22年度伝送路整備工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第64号の討論を終わります。

次に、議案第65号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成22年度センター施設整備工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論から行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 65 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 64 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度伝送路整備工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議案第 65 号、黒潮町情報通信基盤整備事業平成 22 年度センター施設整備工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議員提出議案第 65 号、保育制度改革に関する意見書の提出について、議員提出議案第 66 号、米値大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 65 号、保育制度改革に関する意見書の提出について、提案者、山下伊都子さん。

2 番 (山下伊都子さん)

保育制度改革に関する意見書の提出について、これはお手元に配布されていると思いますが、この保育制度改革に関する意見書は、現在、国において検討されてる新たな保育制度の改革についての一元化や最低基準の地方条例化まで十分な論議がまだされてない中で出されておりますので、これに十分に配慮してほしい、強く要望するっていう意見書です。

で、現行保育制度は国と自治体の公的な責任で最低基準が厳守されておりまして、で、どこにおっても全国一律で保育を受けることができるんですけど、今度の保育制度によりますと、義務付けできた最低基準をなくして一部を削除して、基準の設定が自治体の条例によって委ねられるっていうことで、まあいたら家庭の状況に合って子どもが受けられる保育のレベルの格差が生じるんじゃないかなっていうことで、今度は子どもの権利を最優先するために、地方自治体が責任を持って保育を充実さしていくっていう意見書です。

で、皆さんのお手元に配布しておりますので、この 4 点に、下の方に保育所、幼稚園、児童保育所および子育て支援関連を、予算を大幅に増やして子育てにかかる経済的負担の軽減をっていうふうに 4 点書かれております。

で、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 17 日、高知県幡多郡黒潮町議会。で、提出先は、内閣総理大臣、で、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、少子化対策担当大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長に送ります。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 65 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 65 号、保育制度改革に関する意見書の提出についての質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

内容はこれでオーケーながですけど、また細かいですが、ちょっと変なというかですね、直したらええと思う所があるんで。

まずですね、1、2、3、4 と数字があって、それぞれ項目あるんですが、その 3 行上の所ですが、よって国におよび国会におかれでは、という文章がですね、何かちょっと変かなと思ってですね、もう少し文章をちゃんと直したらどうでしょうか。

それからですね、提出先が内閣総理大臣だけ様が抜けちようんですね、様、付けてあげた方がいいと思います。

以上です。

（山下議員から「はい、分かりました。ではこの、ここちょっと提出。よって国および国会におかれてっていう所ですね」という発言あり）

はい。

（山下議員から「はい。それと内閣総理大臣様。はい、分かりました。」という発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、山下伊都子さんに対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 66 号、米価大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出についての提案者、竹下英佐雄君。

16 番（竹下英佐雄君）

お手元に配布をされております文書を一応読み上げまして、提案の理由説明に致したいと思います。

米価大暴落に歯止めをかけるための意見書。

農林水産省は米戸別所得補償モデル事業によってコメの需給は均衡し、米価は安定するとしてきましたが、相対価格は下落を続け、22 年の 9 月の相対価格は例年を 14 パーセント、2,000 円も下回る事態に至っています。各地の JA が示した概算金は 1 万円程度。中には 7,000 円台という驚くべき水準で農家に衝撃を与えています。今、農村では、農家があまりも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に価格対策は取らないと公言をしてきた政府のせいにあることは明らかです。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が日本農業の大黒柱である稻作米戸別所得補償モデル事業さえも台無しにするものと

考えます。私たちはコメの需給を引き締めて、価格安定、回復させるために政府が年産にかかるわらず過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。米価下落対策として、直ちに40万トン程度の買い入れを行うことを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月17日、高知県幡多郡黒潮町議会。提出先は、内閣総理大臣様、農林水産大臣様、以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第66号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第66号、米価大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

（竹下議員から「はい、ありがとうございます」との発言あり）

これで、竹下英佐雄君に対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第65号、この討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第65号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第66号の討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第66号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議員提出議案第65号、保育制度改革に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 66 号、米価大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配付しました申出のとおり閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

12月定例議会、ご苦労さまでございました。お忙しいところほんとにありがとうございます。

また、提案させていただきましたすべての議案におきまして慎重なご審議をいただき、ありがとうございます。今後も執行部職員一同、一生懸命頑張ってまいりますので、ご指導よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

諸般の報告をします。

村越比佐夫君から早退の申し出がありました。報告しておきます。

諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 22 年 12 月第 35 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15 時 25 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議長 小永正裕

署名議員 下村勝幸

署名議員 小松孝年